

第 6 編 資料編

1 災害記録等に関する資料

1-1 滑川市の気象災害等

この年表の作成には「富山県気象災異誌」：富山地方気象台、「富山地方気象台異常気象報告」：富山地方気象台、「災害の記録（昭和45年から平成3年）」：富山県、「滑川の火災史」：滑川消防署を用いた。

年 月 日	種類	記 事
明治13年 11月27日 (1880)	高波	南西の暴風雨により滑川高月、東水橋沿海に高波が押し寄せ、家屋破壊多数、浸水家屋50余戸、船舶5艘破壊。
明治14年 6月15日 (1881)	火災	03時頃、滑川大町から出火。南風が強く741戸焼失、死者4名。
明治20年 4月1日 (1887)	火災	12時頃、滑川領家町から出火。日本海に低気圧があつて南風が強く、411戸焼失。
明治26年 11月18日 (1893)	高波	03時頃、中新川郡滑川町に高波が押し寄せ、家屋全壊21戸、同半壊22戸、浸水家屋60戸、国道欠壊14間、波余堤防欠壊420間の被害。この他、同町付近の水橋町、早月加積村、西加積村では堤防破壊398間、杭木流失1,220本、田砂入4段、浸水家屋10戸の被害有り。
明治28年 8月 (1895)		早月川左岸大浦地区の石堤が破壊され、西加積地区、中加積地区を含む多くの家屋田畑が流失、被害は惨状を極めた
明治43年 8月29日 (1910)	竜巻	19時頃、上市方面に落雷、降ひょう、強雨を伴う竜巻が発生。中新川郡寺田村方面より弓庄、音杉、上市、宮川、白萩、南加積、東加積の各市町村を経て早月川に入つたと推定される。被害地は幅1.5km、長さ12kmにわたり家屋、果樹、農作物に多大の被害有り。
明治45年 7月22日 (1912)	大雨	富山湾付近の地形性低気圧により県平野部150mm、山間部で250～300mmの大雨。県東部の諸河川洪水。県中・東部で死者21名、負傷者4名、家屋床上浸水3,932戸、同床下浸水3,170戸、流失全壊107棟、田畑流失1,303ha、同冠水2,850ha、橋梁流失108カ所、堤防・道路損壊延長36,4km。
大正5年 12月29日 (1916)	高波	滑川町高月に高波が押し寄せ、高月海岸防波堤295間欠壊、家屋全壊12戸、同半壊38戸、納屋全壊5棟の被害有り。
大正11年 10月20日 (1922)	高波	滑川町一帯の沿岸部に高波が押し寄せ瀬羽町、山王町、領家町、高月、早月加積村吉浦、浜加積村四ツ屋で被害有り。
大正12年 1月2日 (1923)	高波	滑川町、水橋町に20尺の高波が押し寄せ、滑川町、早月加積村吉浦、浜加積村四ツ屋、水橋町に大損害を与えた。
大正13年 12月13日 (1924)	高波	12日22時頃と13日17時頃、下新川郡経田村海岸に、13日21時頃、新湊町放生津に高波が押し寄せ大きな被害有り。また、滑川海岸一帯も高波により民家浸水10戸、堤防7カ所 100余間欠壊した。
昭和2年 12月24日 (1927)	高波	日本海南部を通過した低気圧が三陸沖で発達した。このため富山湾東部沿岸に寄り回り波。滑川高月で死者1名、家屋浸水34戸。水橋で家屋半壊3戸、宮崎で国道36m損壊。
昭和4年 1月2日 (1929)	高波	富山湾一帯が高波に襲われ、特に水橋町で大きな被害があつた。滑川町では納屋倒壊1棟、床下浸水50戸、道路欠壊 150mの被害有り。

年 月 日	種類	記 事
昭和 7 年 11月14日 (1932)	強風 波浪	台風が東海沖を北東進。富山湾沿岸の氷見、伏木、新湊地区では被害大。滑川町一帯も被害を受け、30余戸が避難。
昭和 8 年 9 月 5 日 (1933)	台風	台風が日本海南部を北東進。滑川町で納屋 2 棟倒壊、家屋浸水60戸の被害有り。
11月17日	高波	滑川海岸一帯に高波が襲い100余戸が浸水、家屋倒壊の被害有り。
昭和 9 年 9 月20 (1934) ～21日	台風	台風が21日05時頃、室戸岬に上陸、08時大阪を経て10時半頃富山を通過した。このため沿岸地域の新湊、伏木と礪波平野北部で被害が大きかった。中新川郡滑川町で住家 6 戸、非住家 4 棟浸水、防波堤決壊 5 カ所の被害有り。
昭和10年 11月12日 (1935)	高波	低気圧が北海道南東沖で発達し、このため富山湾に寄り回り波。伏木、新湊、四方、滑川の各町と倉垣村で被害大。死者 1 名、負傷者17名、住家流失全壊34戸、同半壊41戸、非住家全半壊215棟、家屋浸水395戸、防波堤欠壊 1,800m、道路損壊1,100m、橋梁流失 2 カ所、漁船破損37隻。
昭和11年 4 月 5 日 (1936)	高波	14時頃、滑川町高月領家一帯の海岸に寄り回り波が襲い、家屋浸水 4 戸有り。
昭和12年 12月 2 日 (1937)	高波	滑川町一帯に高波が押し寄せ、沿岸50mが通行不能となった。また氷見郡加納村で建設中の倉庫倒壊。
昭和14年 1 月 6 日 (1939) 8 月 5 ～ 6 日	高波 大雨	05時頃、滑川町高月海岸を高波が襲い、破堤、浸水の被害有り。 台風が関東から北西に進み日本海に抜けた。県東部山岳部で 200～250mm の大雨で上市川、片貝川、小矢部川が氾濫。下新川、中新川、西礪波、東礪波の各郡で被害。死者 2 名、橋梁流失 1 カ所、堤防決壊640m、道路・石垣等損壊130m。
昭和16年 9 月19日 (1941)	高波	03時頃から北東の強風が吹き続き、富山湾に高150mm、東部山岳で250mm以上。県東部の中小河川が氾濫し流域に被害。家屋床上浸水 214戸、同床下浸水903戸、橋梁流失 9 カ所、堤防・道路・護岸等の損波が押し寄せた。滑川町高月沖合の大網 1 統、魚網 3 統流出。
昭和19年 7 月 5 日 (1944)	大雨	梅雨前線が活発となり、降水量は平野部で100～・決壊1,292m、田畑浸水 1,148ha。
昭和20年 9 月17 (1945) ～ 18日	大雨・ 強風・ 波浪	＜枕崎台風＞・台風が九州、四国地方を縦断し能登半島をかすめた。大雨・強風・波浪 最大風速富山SW20.3m/s。主として沿岸部に被害。 ・死者 6 名、住家全壊 2 棟、同半壊50棟、非住家半壊50棟など
昭和23年 7 月25日 (1948)	大雨	・梅雨前線が停滞し、県中部で200mmの大雨。県下全域に被害。 ・死者行方不明者 8 名、負傷者104名、住家全壊12棟、同半壊20棟、床上浸水 8,122棟、床下浸水7,960棟、非住家被害594棟、堤防決壊498箇所、道路損壊665箇所、田畑流失2,014ha、同冠水6,034ha など。 ・災害救助法適用 婦中町他 1 村
昭和24年 4 月 3 日 (1949)	強風	発達した低気圧が日本海を北東進。このため県東部に暴風有り。住家全壊 3 戸、同半壊 6 戸、非住家 7 棟の被害。
5 月 1 日	火災	高岡市戸出で出火。焼損棟数82棟、焼損面積3,284㎡ 災害救助法適用

年 月 日	種類	記 事
昭和24年 9月1日 (1949)	大雨・ 強風	＜キティ台風＞ ・台風が本州中部に上陸、佐渡付近の日本海に抜けた。降水量は平野部で150mm、山岳部では250mmとなり上新川郡、婦負郡で被害が最も大きくなった。 ・死者2名、負傷者5名、住家流失3棟、床上浸水262棟、床下浸水2,839棟、堤防決壊172箇所、道路損壊167箇所、橋梁流失47箇所、田畑流失148ha、同冠水22,379ha など。 ・災害救助法適用 山田村他1町3村
11月23 (1949)～24日	強風・ 波浪	・太平洋上を進んだ台風の余波を受け風浪が高まり、満潮と合わせて大荒れとなり沿岸部で、約2,500棟が高波を被るなど大きな被害となった。 ・住家半壊8棟、非住家損壊4棟、床下浸水1,500棟、堤防損壊 12箇所、船舶流失22隻 など。 ・災害救助法適用 高岡市
昭和25年9月3日 (1950)	強風 大雨	台風（ジェーン台風）が紀伊水道から大阪湾をへて若狭湾に抜けた。富山の最大瞬間風速SSW34.5m/s。伏木SSW34.5m/s。高岡、射水、下新川の各市郡で被害が多かった。死者4名、負傷者158名、住家全半壊 986戸、床上浸水27戸、床下浸水1,095戸、非住家被害897棟、道路損壊8カ所、橋梁流失61カ所、堤防決壊38カ所、山崩れ67カ所、電柱倒壊 360本、船舶流失6隻。滑川町、西加積村などで家屋損壊、立木倒壊等の被害がでた。 ・災害救助法適用 県下全域（2市112町村）
12月17日	高波	06時30分頃、中新川郡滑川町高月西部および西加積村魚躬地内から高月海岸に貫流する上市川尻が高波のため砂利を高さ1間以上も打上げ川尻をふさいだ。滑川町地内で床下浸水住家7戸、納屋6棟、水産高校寄宿舎1棟。
昭和26年10月13 (1951)～15日	強風・ 波浪	＜ルース台風＞ ・台風が九州を縦断し日本沿岸を北東進した。最大風速富山S19.4m/s。暴風と著しいフェーン現象に見舞われた。 ・死者1名、負傷者2名、住家全壊3棟、同半壊19棟 など
11月27 ～28日	高波	発達した低気圧が日本海を通過、その後沿岸に寄り回り波が押し寄せた。滑川、新湊、氷見の各市で家屋浸水552戸（滑川250）、防波堤決壊190m。
昭和27年4月17日 (1952)	火災	黒部市生地で出火。焼損棟数85棟、焼損面積7,013㎡ 災害救助法適用
7月1日	大雨	・顕著な寒冷前線の通過により、東部山岳地帯に400mmの大雨。黒部川、片貝川、早月川が氾濫し、下新川郡、魚津市で大被害。 ・死者7名、負傷者91名、行方不明者5名、住家全壊20棟、同半壊78棟、同流失11棟、床上浸水4,465棟（うち滑川市190戸）、床下浸水12,154棟（うち滑川市400棟）、非住家被害1,483棟、堤防決壊874箇所（上市川、白岩川含む）、道路損壊804箇所、橋梁流失290箇所、山・がけ崩れ311箇所、田畑流失4,296ha、同冠水41,920ha など。 ・災害救助法適用 富山市他3市16町50村
11月28 ～29日	高波	太平洋岸を発達した低気圧が通過。このため28～29日にかけて富山湾では北東の風が強くなり、沿岸一帯に高波が襲った。滑川、新湊、堀岡、四方、魚津で家屋浸水 982戸、田畑冠水2ha。

年 月 日	種類	記 事
昭和28年 1月12 (1953) ～13日	大雨 高波	二ツ玉低気圧の通過による大雨と暖気移流による融雪が重なり、東部の小河川は増水。上市川は滑川町高月や中新川郡西加積村で氾濫し床下浸水20戸、田冠水約25町歩。また富山湾では12日夜半からの北西強風による風波のため13日は沿岸一帯（特に東部沿岸）に高波が襲い、滑川、魚津の海岸に被害が集中した。
4月29日	火災	高岡市渡りで出火。焼損棟数58棟、焼損面積4,254㎡ 災害救助法適用
6月17日	火災	朝日町で出火。焼損棟数47棟、焼損面積3531㎡ 災害救助法適用
9月25 ～26日	大雨・ 強風・ 波浪	＜テス台風＞ ・台風が紀伊半島に上陸し中部、関東、東北地方を縦断。県下暴風雨となり山岳部に200～300mm、平野部でも150 mm内外の大雨。富山湾では風浪害も加わり大被害。 ・死者6名、負傷者6名、行方不明者2名、住家全壊1棟、同半壊46棟、同流失5棟、床上浸水3,474棟、床下浸水5,712棟、非住家被害90棟、道路・堤防決壊1,016箇所、橋梁流失206箇所、山崩れ232箇所、田畑流埋没114ha、同冠水15,932ha、木材流出7,108件、船舶沈没16隻、同破損172隻、定置網流出320件など。 ・災害救助法適用 高岡市他1市8町4村
昭和29年 9月26日 (1954)	強風・ 波浪	＜洞爺丸台風＞ ・台風が日本海沿岸沿いに北東進。富山湾東部沿岸で高波被害。(1954) 最大瞬間風速富山WSW34.4m/s。 ・死者1名、負傷者29名、住家全壊37棟、同半壊18棟など。 ・黒部市で大火発生。焼損棟数164棟、焼損面積14,708㎡ ・災害救助法適用 黒部市
12月23 ～24日	高波	23日午後から24日朝に富山湾一帯を高波が襲い、滑川市高月海岸護岸堤50m欠壊。
昭和30年 2月20日 (1955)	高波	低気圧が北海道付近で急激に発達（中心示度982mb）。東部沿岸では高波により大きな被害。特に宮崎、境、泊は昭和4年来の大被害。滑川市今町、高月地区で住家30戸が床下浸水。
昭和31年 2月11 (1956) ～12日	高波	11日夜から12日にかけて下新川郡黒東地区の海岸一帯に高波が押し寄せ、浜小屋の倒壊、田畑冠水などの被害有り。また滑川市沖合約150m海上で避難中の漁船に大波がぶつかり、2名が海上に投げ出され1名が死亡。
9月10日	火災	＜台風12号＞魚津市真成寺町で出火。焼損棟数1,677棟、 焼損面積175,967㎡ 災害救助法適用
12月9 ～10日	高波	9日夜半から10日未明にかけ富山湾は季節風が強まり、宮崎浜から氷見海岸線一帯に高波が押し寄せ、滑川浜、魚津浜、水橋浜、四方浜、新湊浜、氷見浜で被害有り。
昭和33年 7月24 (1958) ～26日	大雨	・前線が本州を縦断停滞し、県内各地に局地的な集中豪雨があり水害が続出。 ・住家全壊1棟、同半壊1棟、床上浸水60棟、床下浸水719棟、堤防決壊8箇所、橋梁流失4箇所、道路損壊9箇所 など。

年 月 日	種類	記 事
昭和33年 9 月 25 ～26日	大雨・ 強風・ 波浪	＜狩野川台風＞ ・台風が伊豆半島に上陸、東京を経て太平洋上に去った。北寄りの強風とともに西部山間地に150mm前後の大雨。富山湾は3 mの高波。 ・住家床下浸水70棟、堤防決壊3箇所、橋梁流失1箇所 など。 ・災害救助法適用 新湊市
昭和34年 7 月 10 (1959) ～11日	大雨	・日本海沿岸に停滞した梅雨前線を小さな低気圧が次々に通過した。このため、 東部山岳及び熊野川流域で300mmの大雨。 ・行方不明者3名、住家流失2棟、床下浸水123棟、道路損壊11箇所、橋梁流失11箇所、堤防決壊21箇所 など。
9 月 26 ～27日	強風・ 波浪・ 高潮	＜伊勢湾台風＞ ・超大型の台風が紀伊半島に上陸、三重県、岐阜県を経て県東部山岳部を通過し、富山湾沖に進んだ。新湊市を中心に、高潮による大被害。最大風速岩瀬NE33m/s、富山NNE23.0m/s、伏木NNE23.0m/s。 ・死者1名、負傷者3名、住家全壊21棟、同半壊243棟、同流失4棟、床上浸水12棟、床下浸水5棟、道路決壊24箇所、堤防決壊2箇所、橋梁流失9箇所、船舶沈没流失破損78隻、田畑冠水629ha など。 ・災害救助法適用 新湊市
昭和36年 1 月 26 (1961) ～27日	高波	26日夜から27日にかけて富山湾沿岸に高波が押し寄せ、特に東部海岸で波が高く、滑川市、魚津市、朝日町、新湊市で被害有り。
6 月 27日	大雨	＜36.6 梅雨前線豪雨＞梅雨前線が南岸から北上し中部地方に停滞したため、県下全般に300～400mmの大雨。富山湾沿岸部に近い平野部と県東部で被害大。行方不明者1名、負傷者4名、住家全半壊49戸、同床上浸水220戸、同床下浸水2,018戸、水田流失埋没48ha、同冠水5,568ha、道路損壊106カ所、橋梁流失12カ所、堤防決壊121カ所。
7 月 3 ～4日	大雨	・梅雨前線が北陸沿岸ぞいに停滞し活発化、平地で被害が多く発生した。 ・死者1名、負傷者6名、行方不明者3名、住家半壊4棟、床上浸水7棟、床下浸水842棟、道路損壊13箇所、堤防損壊10箇所、山・がけ崩れ32箇所 など。
9 月 16日	大雨・ 強風	＜第2室戸台風＞ ・台風が室戸岬に上陸、大阪を経て富山を通過。最大瞬間風速富山W39.6m/s、伏木WSW33.0m/s。 ・死者9名、負傷者178名、住家全壊124棟、同半壊396棟、床下浸水687棟、住家一部損壊3,857棟、非住家被害425棟、河川、砂防、道路、橋梁、港湾の損壊252箇所、水稻倒伏32,000ha、果樹落下650ha など。
昭和38年 1 月 7 (1963) ～8日	高波	日本海側にあった低気圧が発達しながらゆっくり北東進。7日夕刻、新潟県西部と富山湾一帯に高波が押し寄せ、滑川市、新湊市、入善町、朝日町で被害有り。 負傷者4名、住家全半壊19棟、床上浸水149棟、床下浸水98棟、堤防決壊121箇所。 ・災害救助法適用 新湊市

年 月 日	種類	記 事
昭和38年 1 月 ～ 2 月 6 日	大雪 融雪	昭和38年豪雪。大陸の高気圧は1050～1060mbの強い勢力を維持し、一方、日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間持続した。最深積雪は、富山186cm、伏木225cm（累年記録それぞれ第2位、第1位）。11～12日は、西部平野部で70cm、15～16日は、県下全般に40～60cm、18～19日は、山沿地方で60～90cm、21～22日は、県下全般に30～60cm、23～26日は、県下全般に連日30～70cmの降雪があり、その後、2月2日から融雪による浸水被害が加わり、大きな被害となった。県下全般で死者13名、負傷者31名、行方不明1名、住家全壊46棟（滑川1）、同半壊28棟、同一部損壊2棟、同床上浸水122棟、同床下浸水822棟、非住家被害138棟（滑川4）、橋梁流失1カ所、山崩れ1ヶ所。北陸本線23～28日ほぼ全面運休。
昭和39年 7 月16日 (1964)	地す べり	氷見市胡桃地内において、150haに及ぶ大規模な地すべりが発生。7月1日～20日の降雨量は、氷見市女良503mm、岩が瀬557mm。大正13年、昭和16年に次ぐ規模となった。 ・住家全壊62棟、同半壊25棟、耕地埋没39ha、畜舎全半壊44棟、河川損壊3km、橋梁損壊1箇所、市道損壊3km、ため池損壊7箇所。 ・災害救助法適用 氷見市
7 月17 ～18日	大雨	台風7号崩れの低気圧が日本海南部の梅雨前線を進み、能登沖を通過。県中西部の平野部と東部山岳部で250mm以上の大雨。 早月川、郷川の堤防が決壊 ・死者行方不明者5名、住家全半壊23棟、床上浸水2,153棟、床下浸水12,156棟、堤防決壊117箇所、道路損壊172棟、橋梁流失39箇所、山崩れ90箇所、水田流失埋没669ha、同冠水5,853haなど。 ・災害救助法適用 高岡市、小杉町
昭和40年 9 月10日 (1965)	強風	<台風第23号> ・台風が室戸岬付近に上陸、宮津付近から日本海に抜け能登沖を通過した。このため南寄りの強風となり、県の中部から東部にかけて大きな被害。最大瞬間風速富山SSE35m/s。 ・死者4名、負傷者56名、住家全半壊81棟、同一部損壊535棟、非住家被害173棟 など。
9 月17 ～18日	大雨・ 強風・ 波浪	<台風第24号> ・台風が紀伊半島に上陸、中部地方を縦断。沿岸部に高波、降水量は平野部で150mm、南部山岳部では350mm。 ・死者1名、負傷者5名、行方不明1名、床上浸水183棟、床下浸水1,048棟、水田流失480ha、同冠水1,677ha、道路損壊50箇所、橋梁流失7箇所、山崩れ12箇所 など。
昭和42年 10月27 (1967) ～28日	大雨・ 強風・ 波浪	<台風第34号> ・台風が渥美半島に上陸し、県下全域暴風雨となり、北東の風強く海岸部では大波。降水量は平野部で50～70mm、南西部山岳部では150～200mm。最大瞬間風速富山NNE34.6m/s。 ・死者行方不明者3名、住家半壊11棟、同一部半壊165棟、床上浸水201棟。塩害による通信障害524回線、など。

年 月 日	種類	記 事
昭和44年 8月10 (1969) ～11日	大雨	北陸地方に前線が停滞し、各地に大雨。県西部で150～200mm、東部平野部200～300mm、東部山岳部で1,000mmに達する豪雨となった。県東部の大小河川は洪水となり、県東部を中心に200億円を越す大被害となった。滑川市においても、早月川、上市川の堤防が決壊した。死者5名（滑川2）、負傷者24名、行方不明者1名、住家全壊50棟、同半壊92棟（滑川24）、同一部破損121棟、同床上浸水2,132棟（滑川666）、同床下浸水7,470棟（滑川1,126）、非住家11棟、田畑流失埋没669.3ha（滑川25.5）、同冠水65.5ha。 ・災害救助法適用 富山市他2市6町
昭和45年 2月1 (1970) ～2日	高波	1月31日台風並に発達した低気圧が本州南岸を北東進し、三陸沖でさらに発達、中心気圧966mbとなった。このため滑川市、黒部市、入善町、朝日町の沿岸に寄り回り波が押し寄せ被害が多数発生した。 負傷者10名、住家半壊18棟、同一部破損4棟、床上浸水236戸、床下浸水156戸、非住家損壊107棟、船舶流失8隻、田畑冠水186ha、堤防決壊18カ所。
3月18日	高波	17日夜から18日朝にかけ、滑川市高月町西部地内の海岸に寄り回り波が押し寄せ、護岸堤防沿いの水産加工場が全壊し、その両隣の民家と高月西部公民館一部損壊。
11月13日	高波	12日17時頃から13日早朝にかけ滑川市高月海岸に寄り回り波が押し寄せ、高月町、加島町にかけての海岸を襲い、住宅一部破損、家屋浸水の被害有り。
昭和46年 6月12日 (1971)	大雨	梅雨前線の活動が北陸地方で活発化し、11日から12日にかけて大雨。平野部で100～150mm、山沿い・山間部で200～300mmとなり、黒部川、黒瀬川、高橋川、早月川など警戒水位を突破。12日06時頃、滑川市内の中川が増水し、浜町地内の護岸道路決壊。
7月24 ～26日	大雨	「戻り梅雨」により富山県内は23日夜から24日早朝にかけ強い雷を伴った大雨が降り、各地の河川が増水し被害があった。滑川市では住家床上浸水4棟、同床下浸水130棟。
昭和47年 4月1 (1972) ～2日	高波	2日01時頃から05時頃にかけ滑川市の海岸一帯に高波が押し寄せ、住家一部破損2棟、同床上浸水3棟、同床下浸水8棟の被害有り。
7月12 ～13日	大雨	オホーツク海高気圧と小笠原高気圧が共に強まり、本州中部に停滞していた梅雨前線が活発化して、県全域で150mm内外の大雨となり、県中西部を中心に被害が発生。 ・床上浸水50棟、床下浸水160棟、耕地冠水1,200ha、道路、河川堤防、橋梁等損壊190箇所 など
8月3日	火災	00時20分頃、瀬羽町から出火。西風が強く（5.6m/s）全焼12棟、半焼5棟、部分焼その他16棟、焼失延べ面積2,329㎡であった。
9月17 ～20日	強風・波浪	<台風第20号> ・台風が紀伊半島に上陸、その後、北東進して富山県を通過し、日本海北部に停滞。沿岸に高波が押し寄せ、大きな被害が出た。 ・負傷者1名、床上浸水10棟、床下浸水132棟、護岸堤防損壊2箇所、定置網流失多数
12月2 ～3日	高波	日本海低気圧が北海道付近で急速に発達。強い季節風の吹き出しによる高波と雷により滑川市、氷見市、朝日町で被害有り。死者1名、負傷者10名、住家全壊5棟、同半壊35棟、同床上浸水18棟、同床下浸水68棟、農地被害16.6ha。

年 月 日	種類	記 事
昭和51年 8月14日 (1976)	大雨	前線が日本海中部に停滞、台風13号の影響による湿潤な空気の流失と、北方寒気の南下のため前線活動が活発となりゆっくり南下、沿岸部を中心に大雨となった。降水量は、富山137mm、氷見221mm、魚津210mm、伏木184mm、立山287mmで県下全般に被害。死者4名、負傷者1名、住家全壊6棟、同半壊15棟、同床上浸水101棟（滑川4）、同床下浸水1,769棟（滑川294）、耕地流失12ha、同冠水1,074ha、道路損壊39カ所、橋梁流失1カ所、山・がけ崩れ94カ所。
昭和52年 3月29日 (1977)	地すべり	氷見市五十谷地内において、長さ1,200m、幅400m、約40haに及ぶ大規模な地すべり。 ・住家全壊5棟、非住家全壊18棟、耕地埋没20ha、山林崩壊20ha
昭和54年 3月31日 (1979) ～ 4月1日 4月11日 9月4日 9月30日 ～10月1日	高波 火災 強風 大雨	発達した低気圧が日本海を通過後、富山湾沿岸に寄り回り波が押し寄せた。滑川市高月海岸で死者4名、堤防決壊2カ所。 福光町で出火。焼損棟数122棟、焼損面積14,214m ² 災害救助法適用 ＜台風第12号＞ ・台風が富山湾を北東進。最大瞬間風速富山SSW32.8m/s。 ・死者1名、負傷者11名、住家一部損壊21棟、水稻倒伏41.5ha、果樹落下660ha、野菜被害1,320ha など。 ＜台風第16号＞ ・台風が室戸岬付近に上陸、その後北東進して岐阜県北部を通過した。台風の接近に伴い全県が暴風雨圏に入り県中部山沿地方を中心に大雨となった。八尾の総降水量203mm、最大1時間雨量70mm。 ・死者3名、住家全壊2棟、同半壊3棟、床上浸水59棟、床下浸水413棟、水田冠水倒伏641ha、道路損壊47箇所、がけ崩れ51箇所など
昭和55年 10月25日 (1980) ～28日 12月24日 ～25日 12月27日 ～翌年1月20日	高波 高波 大雪	25日夜から吹き始めた南西の強風のため、富山市、滑川市沿岸に高波が押し寄せ、護岸堤などに被害有り。 北よりの季節風が強まり、滑川市、入善町、朝日町に高波が押し寄せ、漁港などに被害有り。 昭和56年豪雪。北半球500mb面では3波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリヤ高気圧が発達し顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は12月27～30日、1月2～8日、1月10～14日の3回来襲した。最深積雪は平野部150～200cm、山沿い200～250cm、山間部300～400cmとなり昭和38年豪雪につぐ大雪となった。なお、富山160cm、上市260cm、利賀430cmの積雪を記録し、降雪の深さでは利賀で5日98cm、福光で5日75cm、八尾で12日75cm、富山で29日62cm。全県で雪圧による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩等による死者が急増した。死者12名、負傷者731名（滑川6）、住家全壊5戸、同半壊34戸（滑川1）、同一部破損761戸（滑川1）、同床上浸水101戸（滑川1）、同床下浸水1,338戸（滑川134）、非住家全壊124棟、その他814棟、公共用建物42カ所、その他農・林・水産業関係にも多大の被害が発生した。交通関係では北陸・高山本線全面不通、遅延、全日空欠航、富山地方鉄道関係も大きな被害を受けた。電力通信関係では送電鉄塔11基倒壊、ほかに断線、電柱折損等の被害。
昭和56年 7月1日 (1981) ～3日	大雨	梅雨前線の活動が活発化し、1日夜半過ぎから3日にかけて大雨となった。2日、滑川市の中川が氾濫し住家床上浸水1棟、同床下浸水128棟、道路欠損の被害があった。

年 月 日	種類	記 事
昭和56年12月 2 日	波浪	本州の日本海沿岸沿いに北東進した低気圧から南西に伸びる寒冷前線が富山湾を通過。魚津沖で、漁船が突風と横波を受け乗組員が海中に転落 6 名死亡。
昭和57年 6 月27日 (1982) 8 月 2 日	大雨 大雨・ 強風・ 波浪	南鳥島付近から北北東進し、27日朝関東沖に抜けた台風第 5 号に伴い、日本海の寒気渦常が発生した福低気圧の東進により、県北東部は27日未明から局地的大雨となった。黒部市黒瀬川が氾濫。 ・床上浸水40棟、床下浸水305棟、水田冠水1236ha、道路損壊33箇所、橋梁流失1箇所、堤防決壊44箇所など ＜台風第 1 0 号＞ ・台風が渥美半島に上陸し、富山湾に抜けた。富山湾は大シケとなり、イカ釣り漁船が転覆、死者行方不明者 3 名。 また、黒部峡谷で登山者 7 名が鉄砲水に押し流され死亡。
昭和58年 7 月20 (1983) ～27日	大雨	本州に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、20日～27日にかけて断続的に雨が降り続き梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量は富山 332mm、伏木327mm、泊312mm、氷見281mm、魚津383mm、砺波・八尾261mm、上市404mm、福光273mm、立山1,060mmの大雨となり、家屋一部破損 4 棟、同床下浸水180棟（滑川23）、田畑冠水671ha、河川215カ所、道路178カ所の被害を受けた。 また、7月27日において、小矢部市内山地内で地すべりが発生。国道359号線が1.2kmにわたって崩壊。また、これにより道路南側を流れる五郎丸川が土砂で埋まった。
8 月21 ～22日	大雨	本州付近は弱い気圧の谷となり日本海上空に寒気があり、大気が不安定となったため21日夜、県西部を中心に大雨となった。床上浸水12棟、床下浸水683棟（滑川 7）、また利賀村栃原の国道156号の路肩が崩れたほか、谷水の出水で道路が冠水して一時不通となった。
昭和59年 1 月25日 (1984) ～3 月23日	大雪	昭和59年豪雪。冬型の続いた 1 ～ 3 月にかけて数波にわたって強い寒波が襲来し、富山の降雪量合計が692cmに達し、56豪雪に近い大雪に見舞われた。雪害状況は死者21名、負傷者87名、住家全壊 3 棟、同半壊 1 棟、同部分壊 32棟、床上浸水16棟、床下浸水216棟（滑川 3）であった。
昭和60年 1 月 4 (1985) ～31日	大雪	第 1 級の寒波に見舞われた県内は東部、山間部を中心に断続的に雪が強く降り、特に上旬、中旬の中頃と月末にかけて大雪となった。富山市では 30日21時には最深積雪139cmとなり今冬最高を記録、昭和59年豪雪の122cmを上回り、富山地方気象台統計開始以来、月として累年順位 5 位の記録となった。この大雪により死者 6 名、負傷者62名、住家半壊 1 棟、同一部破損168棟、同床上浸水 3 棟、同床下浸水244棟（滑川 5）、非住家150棟の被害。国鉄、富山地鉄、全日空など交通機関は運休や遅延など相次ぎ、また北陸自動車道では通行障害のため混乱した。
6 月23 7 月14日	大雨	梅雨期間前半は、高気圧に覆われる日が多く雨量が少なかったが、後半は台風 6 号の影響等もあり、左記の期間において 5 回の集中豪雨が富山県を襲った。梅雨期間中の総雨量は、富山で752mmに達し、平年より366mm多く、過去最多の「36年 6 月豪雨」に匹敵するものとなった。 ・死者 1 名、負傷者 3 名、住家全壊 2 棟、同半壊 2 棟、同一部損壊 5 棟、床上浸水66棟、床下浸水1,689棟、非住家損壊205棟、田畑冠水1,147ha、公共土木施設災害914箇所

年 月 日	種類	記 事
昭和60年 7 月 7 ～ 8 日	大雨	北陸地方に停滞していた梅雨前線は、8日の明け方から昼頃にかけて県内を南下した。7日夕方から本降りになった県下の雨は8日夜まで続き、総雨量は県東部と氷見方面で多く、宇奈月278mm、立山251mm、泊218mm、氷見175mmに達した。このため県東部を中心に堤防決壊8カ所、住家床上浸水7戸、同床下浸水334戸（滑川34）等の被害があった。
昭和61年 8 月 23 (1986) ～24日	大雨	日本海中部の低気圧から南に伸びる寒冷前線が23日夜から24日朝にかけて県内を通過した。このため、富山市付近を中心に短時間に大雨が降り、富山市で24日01時に、上市町では05時にそれぞれ1時間の雨量が40mmを超えたほか、各地に強い雨を降らせた。総雨量は10～50mmの所が多かったが、富山市や上市町では120mmを超えた。この雨で富山市内等を中心に浸水するところが続出、床上浸水5棟、床下浸水334棟（滑川108）をはじめ道路損壊、田畑冠水等の被害が発生した。
昭和62年 4 月 21日 (1987)	強風	21日09時、朝鮮半島の北部にあった低気圧は発達しながら日本海を北東進し、22日09時には宗谷海峡の西に達した。このため県内は21日の午後から22日の午前中にかけて、南よりの強風が東部の平野部を中心に吹き荒れ、富山市では最大風速が19.1m/sに達し、また最大瞬間風速は4月の極値となる34.5m/sを観測した。この強風のため11人（滑川3）が負傷、家屋の一部破損8棟、ビニールハウスの全壊232棟などの被害が発生した。
9 月 18 ～19日	大雨	17日～19日は台風第13号が日本の東海上をゆっくり北東に進み、また、上空には寒気が流れ込んで大気の状態が不安定となった。このため17日の昼頃から19日の昼頃まで東部を中心に1時間20～30mmの強い雨が断続的に降った。滑川市では18日05時頃から強く降り、中心部を流れる沖田川、中川、田中川など小河川が溢れ、田中、河端、晒屋通り、下小泉、寺家、神家、田中新、下島の各町内で202世帯の床上・床下浸水があった。
昭和63年 4 月 12日 (1988)	強風	12日、前線を伴った低気圧が日本海北部を発達しながら北東に進んだ。このため県内は未明から夜半にかけて南よりの強風が吹き荒れ、ビニールハウスの破損、送電線障害のため停電等の被害が発生した。また北陸自動車道の滑川ー砺波インター間は強風のため上下線とも通行止となった。
10 月 29 ～31日	高波	29日から30日にかけて北海道の東海上で低気圧が台風並みに発達し、また大陸の高気圧が日本付近に張り出し、強い冬型の気圧配置が続いた。このため日本海北部では強い季節風が吹き荒れ、これに伴って発生した風浪が寄り回り波となって県東部の海岸を中心に押し寄せた。このため、朝日町境海岸で堤防の一部が陥没したり、小型漁船が飛ばされたりするなどの被害がでたほか、富山市で水産業施設、滑川市で堤防、入善町で漁港施設などに被害が発生した。
平成元年 5 月 14日 (1989)	落雷	寒冷前線が日本海を南下し、前線の通過した14日夕方には落雷となり、滑川市の農業用水路で被害があった。
平成元年 11 月 1 (1989) ～ 2 日	高波	発達した低気圧が日本海中部から三陸沖に進んだ影響で北寄りの風が強まり、この風により発生した高波が富山・新潟県境を中心に押し寄せた。 入善町田中で最大波高5.6m記録。 ・宮崎漁港では、2,000m ³ の砂が港内に堆積し航行不能となった。

年 月 日	種類	記 事
平成 2 年 9 月 19 日 (1990) ~20 日	大雨・ 波浪	<台風第 1 9 号> ・九州の南海上を北東に進んだ大型で強い台風19号は、紀伊半島 に上陸後、北東進を続け本州を縦断し、岩手県の沖合いに去った。県内全域で暴風雨となり、平村の総雨量272mmなど、県西部を中心に大雨。最大瞬間風速伏木NNE32. 7m/s。 ・死者 2 名、住家全壊 1 棟、一部破損 8 棟、床上浸水 4 棟、床下水52棟、道路227箇所、橋梁14箇所、河川183箇所、港湾施設 9 箇所、砂防施設37箇所被害。
平成 3 年 2 月 16 (1991) ~17 日	高波	冬型の気圧配置が強まった影響で強風が続き、海上では風浪が高くなって県東部沿岸に高波が押し寄せた。このため16日16時50分頃滑川市高塚で高波により住宅 7 棟が床上・床下浸水し、その後片付けをしていた主婦が護岸堤を乗り越えてきた波に巻き込まれ、頭を強く打って意識不明の重体となり、パトロール中の消防署員も腕などに軽傷を負った。その他、県東部を中心に護岸、離岸堤、防波堤等に大きな被害が発生した。 ・死亡 1 名、床下浸水 7 棟、護岸、離岸堤、防波堤等で合わせて39箇所欠所、沈下などの被害。又、漁網の損壊、漁船の損傷、漁業施設の破損多数。
6 月 12 日	竜巻	寒冷前線が日本海沿岸に停滞し、その前線に向かって南風が吹き込んでフェーン現象となり、大気の状態が不安定となっていた。13時頃県西部で発生した雷雲が発達しながら北東進、13時30分から50分にかけて滑川市から魚津市を通過し、局地的に突風や竜巻が発生した。滑川市江尻では倉庫新築現場の足場が強風によって倒れ、J R 北陸本線の架線を切断したため、電車13本に最高 2 時間30分の遅れがでた。
6 月 28 ~30 日	大雨・ 雷	梅雨前線が活発となったため、県西部を中心に激しい雷雨となり各地で150 ~200mm近い降水量を記録した。 ・床上浸水33棟、床下浸水262棟、落雷による停電155, 000戸など
9 月 27 ~28 日	台風	<台風第 1 9 号>大型で非常に強い台風19号は、長崎県佐世保市の南に上陸し、勢力を保ちながら日本海を北東進、28日02時に輪島市の北西170kmを通過した。県内では台風の接近に伴い、27日夕方から次第に風が強まり21時頃から各地で10m/sを超え、28日01時~04時にかけて突風を伴った15m/s以上の暴風が吹き荒れた。このため家屋の損壊や飛来物が当たる等 6 市町で12名（滑川 1）が負傷、住宅の損害は17市町村で149棟に及んだ。 ・負傷者12名、住家損壊149名、ビニールハウス全半壊192棟、農業漁業施設破損89箇所、果樹の大量落下、畑作物の倒伏・損傷が広範囲に及んだ。 ・小矢部市で大火発生、焼損棟数35棟、焼損面積4, 601㎡
10 月 12 ~15 日	大雨	<台風第 2 3 号>台風23号が本州南岸の秋雨前線を刺激しながら伊豆諸島から三陸沖に進んだため、12日夜から13日にかけて時折激しい雨が降った。また上空に徐々に寒気が流れ込んで弱い冬型の気圧配置となり、大気の状態が不安定となった14日の夕方に雷を伴った強い降雨があった。このため住家床上浸水 1 棟、同床下浸水55棟（滑川 1）、田畑冠水等の被害が発生した。
平成 5 年 7 月 12 日 (1993)	大雨	梅雨前線が北陸付近で停滞し活動が活発となったため、12日朝には 1 時間 20~30mmの強い雨が降り、12日00時~08時までに魚津で72mm、富山で68mmの雨量に達した。日中は小康状態となったが、夕方から14日にかけて断続的に雨が降り、12日から14日にかけての総雨量は立山344mm、宇奈月194mm、平167 mmの大雨となった。この雨で富山市41棟、魚津市 6 棟、滑川市 3 棟の床下浸水が発生し、魚津市で護岸決壊 1 カ所のほか、県内で 4 カ所の道路欠損があった。

年 月 日	種類	記 事
平成 7 年 1 月 24 日 (1995)	地すべり	氷見市一列地内において、長さ約260m、幅約200m、下方移動50mの地すべり。規模は約 5 ha、全体の移動量は100万 m ³ と推定。 ・市道、農道が損壊。ため池が 3 箇所埋まったほか、田畑 2 haや山林が崩れ落ちた。
7 月 2 日 ～30 日	大雨	梅雨前線が北陸地方に接近して活動が活発となった 7 月は県東部を中心に記録的な大雨が降り、土砂崩れや家屋の浸水、道路の崩壊など大きな被害が発生した。
7 月 3 日	大雨	梅雨前線が上記のうち、2 日から 4 日にかけて、北陸付近に停滞し活動が活発となったため、県東部の山沿い等に局地的に短時間に総降水量100mmを超える激しい雨が降った。滑川市では住家床上浸水 1 棟、路肩崩壊 2 カ所、水路欠壊 1 カ所の被害が発生した。大山町ではがけ崩れが発生し 3 名が死傷、道路22箇所、河川14箇所、砂防 4 箇所被害。
7 月 7 日 ～14 日	大雨	7 日から14日にかけ、本州の南岸に停滞していた梅雨前線が北上し、日本海沿岸付近に停滞、暖かく湿った空気が流れ込んで活動が活発となり、断続的な大雨に見舞われた。特に、11日から12日の総降水量は立山で510mm、宇奈月で330mmに達した。 滑川市では床下浸水 2 棟（非住家 1）、道路崩壊 9 カ所、水路欠壊 3 カ所、田冠水等の被害が発生した。 県内全体の被害は、床上浸水1棟、床下浸水127棟、道路97箇所、河川174箇所、砂防26箇所の損壊
平成 8 年 1 月 30 日 (1996) ～ 5 日	大雪	ここ数年来の暖冬傾向から一転し、冬型の気圧配置が続き、上空に強い寒気が流れ込んだため、県内では雪が降り続いた。滑川市では 2 日午前 9 時に最大積雪量78cmを記録。昭和61年以来10年ぶりの大雪となった。
6 月 24 日 ～26 日	大雨	梅雨前線が北陸付近に停滞し活動が活発となったため、局地的に短時間に激しい雨が降った。滑川市の24日午前 5 時から26日午前 9 時までの雨量は 188.5mmを記録。特に、25日午前 7 時～8 時までの 1 時間で、18.5mmの激しい雨が降った。上市川、早月川は警戒水位を超え、関係機関が警戒にあたった。この雨で、林道法面 2 ヶ所、農地畦畔 5 カ所、J R 駅前広場冠水、田畑冠水 4 カ所等の被害が発生した。
7 月 3 日	落雷	3 日の日中は、気圧の谷が通過し、上空に冷たい空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となった。このため、県内は昼前頃から夕方にかけて激しい雷雨となり、西部の山沿いでひょうも降った。富山市では、12時07分から同32分にかけて落雷があった。このため、県東部で落雷による停電等の被害が相次いで発生した。富山市弥生町、南田町、向新庄、浜黒崎の 5,793戸が停電。雄山町、西公文名、旭町 3 か所の交差点の信号がストップした。また、12時45分頃には水橋五郎丸の民家の杉に落雷があり、杉の一部を変色させた。このほか、滑川市辰野では、13時35分頃空き工場の屋根に落雷して約 1 平方メートルを焼き、魚津市では、小川寺、日尾などで停電し、320 戸が影響を受けた。また、城端町と利賀村の一部では、正午前局地的に大粒（直径 2 cm前後）のひょうが降り、白ネギを折損させる等の被害があった。
平成 9 年 1 月 7 日 (1997)	波浪	7 日の朝は、冬型の気圧配置で午前 7 時過ぎ頃、秋田県付近に進んだ低気圧に伴う寒冷前線が通過。このため、県内は南のち北の風が強く、東部の沿岸海域は、午前 8 時頃から急速に大荒れの状態となった。7 日午前 9 時半頃、魚津市経田西町の海岸から約50m沖（経田漁港白灯台付近）で小型の漁船が高波を受けて転覆。乗っていた 2 人が死亡した。

年 月 日	種類	記 事
平成10年 7月9 (1998) ~10日	大雨	9～10日にかけて、日本海から北陸地方を経て日本の東海上に達する停滞前線の活動が活発となった。県内では9日15時～10日9時にかけて、時間雨量10～30mmの強い雨が断続的に降り続き、宇奈月では2日間の雨量が250mmを超えた。住家関係は、黒部市(4)・魚津市(1)で床上浸水5棟、滑川市(47)・黒部市(19)・魚津市(24)・立山町(1)・宇奈月町(1)で床下浸水92棟。鉄道関係では、富山地方鉄道の宇奈月町内山駅で線路約100mが、深さ10cmまで冠水し、土砂などが線路をふさぎ上下線合わせて14本がストップした。
7月30日	大雨	30日上空に寒気を伴った低気圧が北陸地方を通過し、大気の状態が不安定となった。県内では、30日の5～8時にかけての短時間に東部を中心に強い雨が降った。住家関係は、魚津市(4)・婦中町(4)で床上浸水8棟、魚津市(110)・立山町(31)・婦中町(13)・細入村(1)で床下浸水155棟。鉄道関係では、北陸線の魚津駅上り線が冠水し、魚津－黒部駅間で急行1本、普通4本が区間運休した。また、高山線でも普通5本が運休した。
平成11年 9月15日 (1999)	大雨	15日は、北陸地方をゆっくり南下した秋雨前線が台風16号の接近に伴い活動が活発となり、県内では多い所で200mmを超える大雨となった。家屋の被害は、富山市で1棟、婦中町で1棟、利賀村で1棟、合計3棟が床上浸水し、富山市で5棟、魚津市で2棟、滑川市で7棟、大沢野町で4棟、上市町で3棟、立山町で2棟、八尾町で1棟、婦中町で1棟、山田村で2棟、合計27棟が床下浸水したほか、6市町村で合計16.75haの田畑が冠水した。交通被害は、J R高山線の東八尾－楡原駅間の運転を見合わせ特急列車7本と普通列車36本が運休した。
平成13年 1月12 (2001) ~18日	大雪	12日～18日にかけて千島付近に発達した低気圧が停滞し、日本付近は強い冬型の気圧配置が続いて強い寒気が次々と流れ込んだ。12日～14日は山雪型の降り方だったが、15日～16日は里雪・山雪型に変わり、特に沿岸部の魚津・氷見で強い雪が降った。人的被害は、14日7時30分頃福光町開発で、15時30分頃滑川市北野でそれぞれ1名が誤って用水に転落し死亡した。また、屋根の雪下ろし中に屋根からの転落(14日高岡市石瀬、17日滑川市下大浦、入善町入善、19日魚津市本江新町)や小型ロータリー除雪機のローターに足を巻き込まれる等で9名が重軽傷を負った。滑川市、魚津市、富山市、立山町、入善町で除雪した雪が側溝等にたまったまま解けず住宅等の床下浸水が発生した。交通機関では、道路では車が渋滞しスリップ事故が多発した。J R北陸本線では、15～18日にかけて全区間運休や区間運休が相次ぎ、17日には15年ぶりにすべての特急が運休した。富山空港では、視界不良等で14日を中心に欠航が相次いだ。電力関係では、17日に氷見市仏生寺脇之谷内等で約900戸、小矢部市了輪で約50戸、利賀村百瀬で約500戸が未明から早朝にかけて停電した。水道関係では、富山市、高岡市で水道管の破裂や凍結が起きた。農業関係では、ビニールハウスの倒壊が朝日町、滑川市、氷見市を中心に13市町村で79棟が全半壊した。また、7市町村で果樹の主枝折損等の被害が発生した。林業関係では、小矢部市スギ1,000本、黒部市でスギ200本が折損する被害が発生した。

年 月 日	種類	記 事
平成13年 6 月29日	大雨 落雷	29日の県内は上空に寒気を伴った気圧の谷が通過し、大気の状態が非常に不安定となり、未明から朝のうちにかけて沿岸部を中心に局地的に雷を伴った激しい雨が降った。高岡市伏木の最大1時間降水量は74.5mm、最大10分間降水量は18.5mmを観測し、共に伏木の6月の第1位を更新した。また、日降水量は130.5mmを観測し、6月の第2位となった。床上浸水3棟（富山市1棟、高岡市2棟）、床下浸水669棟（富山市14棟、高岡市178棟、滑川市457棟、入善町16棟、福岡町4棟）、高岡市万葉ライン城山付近で幅20メートルにわたって土砂崩れ、林道岡田線の路面欠損、太田渋谷川で土石流が発生。魚津市市道金山谷稗畠線で高さ7メートル、幅15メートルにわたって法面が崩壊し道路をふさいだ。滑川市市道改養寺森野新線が20メートルにわたって欠損。福岡町宅地法面が崩壊、滑川市で落雷による出火により納屋の一部と住宅屋根裏の一部を焼いた。高岡市で午前3時頃から1時間にわたって約1,700棟に停電。富山市で道路冠水（岩瀬天神町地内、岩瀬古志町地内、水橋市江新町地内、水橋東出町地内）、J R氷見線雨晴駅付近の信号機が落雷の影響で故障し列車2本が最大48分の遅れ。北陸本線は14本が最大112分の遅れ。滑川市など3市1町の水稲5.8ヘクタール、大豆畑31ヘクタールが冠水。
8 月 4 日	大雨	4日の県内は三陸沖の低気圧から延びる寒冷前線が北陸地方を南下したため、県東部で1時間に20～30mm強い雨が降った。朝日町で町道湯ノ瀬北又線の越道峠付近で土砂崩れが発生し、一時通行止めになった。
平成14年 1 月 7 (2002) ～ 8 日	強風 落雷	日本海を発達した低気圧がゆっくり北東に進んだ影響で県内では、7日夜になって南西から西よりの風が強まった。8日後半には低気圧は北海道に進み上空に寒気が流入して冬型の気圧配置が強まった。8日は富山空港では、雪による上空の視界不良のため富山発着の合計7便に最大1時間半の遅れが出た。また、高速道路では、北陸、能越、東海北陸の各自動車道で50kmに速度規制されたほか、19時頃富山地方鉄道の稲荷町一越中三郷駅間の12の踏切が落雷のため故障し、約2時間10分にわたって遮断機が下りなくなり、踏切前で一時停止して運行したため、電車4本のダイヤが乱れ、最大40分の遅れが出た。J R高山線では、7日16時20分頃笹津駅で風速25m/sを記録したため、越中八尾ー猪谷間の運転を21時40分まで見合わせ、特急列車2本が富山ー猪谷間で区間運休、普通列車8本が運休または区間運休となった。
3 月21日	強風	寒冷前線を伴った発達中の低気圧が日本海北部を通過して、南よりの強い風が吹きフェーン現象となった。この強い南よりの強風で、砺波市苗加の民家の納屋のトタン屋根の一部も飛ばされた。また、J R高山線笹津駅で風速25m/sを記録したため、同線の富山ー猪谷と富山港線の富山ー岩瀬浜間で一時運転を見合わせた。特急列車4本、普通列車6本が運休や区間運休した。
10月15日	大雨 落雷	活動が活発な前線を伴った低気圧が日本海を東に進み、夜には寒冷前線の通過により天気が急激に変化して雷や強風を伴った天気となった。婦中町で208戸、富山市で100戸、滑川市で66戸が落雷のため高圧線の断線などで最大2時間余り停電した。
11月16日	地す べり	氷見市谷屋地区において、長さ約90m、幅約210m、約2haに及ぶ地すべり。 ・家屋の全壊1棟、半壊1棟。 ・田、畑、ため池3箇所が埋まったほか、国道415号線が通行止めとなった

年 月 日	種類	記 事
平成15年 8月31日 (2003) ～9月1日	大雨 落雷	前線が北陸付近に停滞し、県内で大雨となった。この影響で床下浸水が高岡市で18棟、魚津市で4棟、氷見市で19棟、滑川市、入善町、小杉町で1棟。道路冠水が高岡市で8か所、氷見市で5か所。土砂崩れが魚津市で4か所、高岡市で2か所、福光町、黒部市、氷見市で1か所。河川堤防破損が黒部市で1か所の被害が発生。また、河川が氾濫し、高岡市、福光町、魚津市であわせて0.29haの田畑に浸水や土砂侵入の被害が発生した。このほか、高岡市では落雷により264世帯が停電し、J Rの運休2本、遅延6本、航空機の遅延1便などの影響が出た。
平成16年 2月4日 (2004) ～8日	大雨 落雷	2月4日から8日にかけて強い冬型の気圧配置となり、5日9時には輪島上空に－38.7度の寒気が流入し、県内は大雪となった。7日富山の降雪量(当9時～翌9時)は52cmに達し、アメダスの積雪観測では猪谷の134cmを最大に魚津、伏木、富山、砺波で50cmを超えた。この大雪のため、大島町の男性が除雪中に用水に転落し死亡、大山町と八尾町では男性が屋根の雪下ろし中に転落し1名が重傷、1名が軽傷を負った。また、大沢野町では投雪により用水が溢れ住家2棟が床下浸水し、八尾町では屋根に積もった雪の重みで非住家1棟が倒壊。大門町では落雷のため民家の一部が焼ける被害があった。J Rでは除雪作業等のため運休20本、遅れ9本、航空関係では欠航22便、遅れ7便の影響が出た。
4月2日	強風	発達した低気圧が日本海沿岸を北東に進んだ影響で県内で強風が吹き、最大瞬間風速は、富山で11時54分に27.7m/s、伏木で13時1分に26.9m/sを観測した。J Rでは強風のため運休6本、遅れ3本の影響が出た。
8月19 ～20日	強風 高潮	台風15号が19日に日本海を東北東に進み県内に夜半頃接近。20日には東北地方に上陸後太平洋に抜け北海道の南海上を東に進んだ。台風15号による強風等の影響で19日及び20日には高潮により新湊市で床下浸水や道路及び水田約0.6haの冠水。高岡市では道路及び水田約50㎡の冠水。富山市及び氷見市では道路の冠水があった。また、県東部を中心に果樹の落下被害がみられた。また、強風による停電が県内で500戸あった。
8月30 ～31日	強風	台風16号は九州に上陸した後、山口県を通り日本海へ抜け、北東に進み北海道に再上陸した。県内には31日明け方頃最接近した。この台風の影響で、氷見市などで建物の屋根が飛ぶ被害が発生したほか、福光町、氷見市で倒木による道路の通行止め、富山市などで果樹の落下や稲の倒伏、ビニールハウスの破損などによる農作物への被害が生じた。また、県内1,539戸で停電となったほか、交通機関に運休、遅延が生じた。
9月7 ～8日	強風 高潮	台風18号は、7日9時半頃長崎市付近に上陸し、その後日本海へ抜け北東に進み秋田沖を経て北海道の西海上を北上した。富山県には7日21時頃最も接近した。台風の強風により重傷者が上市町2名、八尾町1名、福光町1名、6市町で軽傷者15名(滑川市1名)の人的被害があった。また、10市町村で住家の一部損壊(滑川市3棟)、11市町村で非住家の一部損壊(滑川市9棟)などの被害があった。強風によりごみが用水をせき止めた影響で富山市で床下浸水2棟の被害があった。交通機関では砺波市や氷見市で国道、県道及び主要地方道の一部通行止めや航空機の一部欠航、J Rや富山地鉄で遅れや運休があった。富山市他15市町村で8,800戸の停電があった。

年 月 日	種類	記 事
平成16年10月20 ～21日	大雨・ 強風・ 波浪	<台風第23号> ・台風が近畿、中部、関東地方を通過し、本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となった。 ・行方不明者1名、負傷者73名（練習帆船海王丸の負傷者を含む）、床上浸水147棟、床下浸水343棟、強風による建物被害等54棟、土砂崩れ・冠水による道路の通行止め85箇所、停電30,600戸 ・強風、高波による港湾施設、船舶、定置網、漁船の被害強風による文化財の被害、果樹、野菜の損傷、園芸施設や畜産施設の破損、倒木など多数。 ・3,253世帯、7,390人に避難勧告、19世帯、34人が自主避難 ・4市町で災害対策本部を設置
平成17年 7月11 (2005) ～12日	大雨	山陰から北陸にかけて梅雨前線が停滞し、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となったため各地で大雨となった。このため、魚津市、高岡市、氷見市、入善町で床下浸水の被害があり、高岡市や氷見市などでは斜面崩壊や土砂崩れなどの被害があった。
8月6日	大雨 落雷	県内は6日夕方、広い範囲で激しい雷雨に見舞われた。富山地方鉄道「電鉄魚津駅」に停車中の上り列車（2両編成）の車両2両目に落雷。2両目のパンタグラフから出火し、2両目のパンタグラフと台車が焼損。内部の焼損なし。人的被害なし。地鉄本線は、黒部駅～上市駅間で上下線とも終日不通となった。
8月15 ～18日	大雨	上空に寒気を伴った気圧の谷の影響で、大気の状態が不安定になり各地で局地的な激しい雨が降った。県内の交通機関も遅延や不通になるなどの被害が発生した。
8月19日	大雨 落雷	南から湿った暖かい空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり局地的に激しい雷雨となった。このため富山市、魚津市、立山町、舟橋村などで落雷により1,700戸が停電した。日本海ある発達した低気圧が南下しながら通過し、また上空には強い寒気が入り込み大気の状態が不安定になった影響で、県内では強い風が吹き、所々で雷が発生した。このため魚津市では強風にあおられて女性1名が転倒、重傷を負った。富山市、高岡市、南砺市では落雷により民家が破損するなどの被害が発生した。その他、高岡市、入善町で合わせて約380戸で停電し、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
12月26 ～31日	大雪	県内は強い冬型の気圧配置となったため大雪となった。各地で屋根の雪下し中の転落や転倒によるけが人が相次いだ（滑川市3人）。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成18年 1月3 (2006) ～12日	大雪	県内は強い冬型の気圧配置となったため大雪となった。各地で屋根の雪下し中の転落や転倒によるけが人が相次いだ（滑川市1人）。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成19年 2月14日 (2007)	大雪	強い冬型の気圧配置により県内各地で家屋倒壊等の大雪による被害が発生した。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
3月25日	地震	25日9時42分に能登半島沖（北緯37.2度、東経136.7度、深さ約11km）で地震（マグニチュード6.9）が発生し、富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市で震度5弱を観測した。この地震により、県内では、滑川市において人的被害はなかったが、富山市で1名が重傷を負った。高岡市（6名）、魚津市（2名）、射水市（名）、氷見市（1名）、小矢部市（1名）が軽傷を負った。滑川市では、エレベーター停止等が発生したが、津波による被害はなかった。

年 月 日	種類	記 事
平成19年 7 月16日	地震	16日10時13分に新潟県上中越沖（北緯37.3度、東経138.3度、深さ約17km）で地震（マグニチュード6.8）が発生し、舟橋村、氷見市で震度4、滑川市をはじめその他全市町村で震度3を観測。この地震による被害は高岡市での軽傷1名のほかは見られなかった。
平成20年 2 月24日 (2008)	高波	23日低気圧が日本海中部を発達しながら東北東に進み、24日に三陸沖に抜け、日本付近では冬型の気圧配置が強まった。この発達した低気圧の影響で、23日から24日にかけて風が強く、富山県の沿岸では24日の明け方から風浪が富山湾特有の寄り回り波となって波が高くなり下新川海岸を中心に襲来した。この高波により射水市（1名）、入善町（1名）で死者が出た。特に被害が集中していた入善町及び黒部市では家屋の全半壊、床上・床下浸水など高波による住宅被害が多数発生した。滑川市では人的被害はなかったが、海岸の防風柵全壊、漁業関係者の刺し網など漁具の被害が出た。 入善町田中で最大有義波高6.62mを記録。 ・死者2名、負傷者16名、住家全半壊11棟、床上浸水49棟、床下浸水115棟、浸水面積38ha、離岸堤など13施設で被害 など。
7 月 8 日	大雨	気圧の谷が停滞した影響で8日未明から朝にかけて激しい雷雨となった。滑川市では床上浸水5棟、床下浸水41棟の被害が出た。
7 月27 ～29日	大雨	北陸付近に前線が停滞し、南砺市では、最大時間雨量132mm、最大24時間雨量で295mmを記録するなど県内各地で最大24時間雨量80mm、最大時間雨量20mmを超える大雨となった。 ・重軽傷者3名、家屋被害335棟、道路や橋梁、河川などで合わせて206箇所 で被災など
平成21年 8 月11日 (2009)	地震	11日午前5時7分、駿河湾（北緯34度47.1分 東経138度29.9分、深さ23km）を震源とする、マグニチュード6.5の地震が発生し、静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で震度6弱の大きな揺れが観測されました。滑川市では震度3を観測した。
平成23年 2 月27日 (2011)	地震	27日02時18分に岐阜県飛騨地方（北緯 36.1度、東経 137.4度、深さ4 km）でマグニチュード5.0の地震（最大震度4）、05時38分にほぼ同じ場所でM5.5の地震（最大震度4）が発生した。富山県富山市で震度3を観測した。
3 月11日	地震	11日14時46分頃に三陸沖（北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24 km）を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、富山県内では氷見市で震度3、その他市町村は震度2を観測した。
3 月12日	地震	3月12日3時59分頃、長野・新潟県境付近（北緯36度59.1分、東経138度35.8分、深さ8 km）を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、長野県栄村で震度6強を観測し、富山県では震度3を観測した。
平成24年 7 月20 (2012) ～21日	大雨	北陸地方に弱い気圧の谷があり、大気の状態が非常に不安定となったため断続的に激しい雨が降り、高岡市では約100mmの猛烈の雨を観測した。降り始めからの総降水量は、西部を中心に200mmを超えたところが多くあった。 ・床上浸水80棟、床下浸水490棟、道路16か所など

年 月 日	種類	記 事
平成24年 9 月11日	大雨	県東部で夕方を中心に激しい雨となった。滑川消防署では午後4時20分からの1時間の降水量が68.5ミリを記録した。同時刻、上小泉の県営中川観測所では1時間に99ミリを記録した。中川や沖田川流域で床上浸水6棟、床下浸水39棟の被害が出た。田中町（床上1、床下21）、下小泉町（床上4、床下7）、河端町（床上1）、田中新町（床下8）、寺家町（床下2）、清水町（床下1）
平成25年 8 月30 (2013) ～31日	大雨	日本海沿岸に伸びる前線に暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となったため、各地で激しい雨が降り、射水市では1時間に80mmの降水量を解析した。 床下浸水6棟、道路6箇所、河川1箇所の損壊 など
平成26年 7 月19 (2014) ～20日	大雨	上空に強い寒気が入り大気の状態が非常に不安定となったため、断続的に非常に激しい雨が降り、魚津市では1時間に83mmの猛烈な雨を観測し、降り始めからの総降水量は280.5mmとなった。また、解析雨量では、砺波市で1時間に約120mm、高岡市で約100mmの猛烈な雨を解析した。 ・床上浸水3棟、床下浸水175棟、一部損壊1棟 など
平成28年 4 月17日 (2016)	暴風	17日未明から県内に吹き荒れた暴風は、滑川消防署で午前9時から10時までの最大瞬間風速40.7mを観測。この暴風により、滑川市では男性1名が風にあおられて転倒し死亡、また男性1名が風で閉まった扉に手を挟み、右手中指を切断したほか、各地で倒木や住宅の屋根が飛ばされるなどの被害が相次いだ。
平成29年 1 月16日 (2017)	土砂 崩れ	南砺市利賀村上百瀬地内において、崩壊規模(推定) 幅100m、長さ250m ・崩壊土砂(推定) 約30,000m ³ ・林道胴島線一部通行不能
令和 3 年 1 月 7 (2021) ～11日	大雪	7日から10日にかけて北陸地方の上空5,500メートル付近に氷点下35度以下の寒気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。このため県内は7日午後から所により強い雪となり、11日朝にかけて断続的に降り続き、大雪となった。この期間における最深積雪は、朝日115cm、氷見99cm、魚津85cm、伏木115cm、富山128cm、砺波127cm、秋ヶ島106cm、猪谷98cmとなった。滑川市では上小泉で104cmの積雪を観測した。県内各地で道路渋滞が発生し、東海北陸自動車道の大規模な車両の立ち往生には自衛隊の災害派遣要請がなされた。また、倒木等の影響により氷見市及び小矢部市では孤立集落が発生した。これらを受け、砺波市、小矢部市、南砺市、氷見市に災害救助法が適用された。冬期を通して県内の被害状況は、死者5人、負傷者99人（滑川市5人）、住家の半壊4棟、一部損壊18棟、床下浸水3棟、非住家の全壊4棟、半壊2棟であった。このほか、滑川市では農業用ビニールハウス等の被害が相次いだ。
令和 4 年 3 月26日 (2022)	強風	前線を伴った低気圧が発達しながら日本海を東北東に進んだ南寄りの強風は、滑川市では、軽傷1名、住家の一部損壊9棟のほか、空家や倉庫、農業用施設等にも一部損壊の被害が多数発生した。そのほか県内でも小矢部市では火災が9件発生したほか、鉄道や航空、高速道路など交通機関に大きな乱れが生じた。また、県内各地で建物の破損やトラックの横転、倒木、電柱の倒壊による停電などの被害が発生した。

年 月 日	種類	記 事
令和4年7月12 ～13日 8月13日	大雨	12日から13日にかけて、梅雨前線と上空約5,500メートル付近に氷点下6度以下の寒気が流れ込み、統計開始以来の極値を記録する大雨となった。12日夜遅くから13日未明には、線状降水帯による非常に激しい雨となり、13日昼過ぎから14日朝にかけて県東部で雨雲が発達し激しい雨となった。このため、12日夜遅くに顕著な大雨に関する富山県気象情報が発表、12日から14日にかけて富山県の広い範囲で土砂災害警戒情報が発表された。県内ではこの大雨により、死者1名のほか、土砂災害河川の増水、床上・床下浸水が発生し、農林関係被害や交通機関の運休が発生した。滑川市では大日地内と東福寺地内で土砂崩れが発生した。 日本海に停滞する前線の影響で、夕方から夜のはじめ頃まで、局地的に雷を伴う激しい雨が降った。 ・床上浸水19棟、床下浸水81棟、畦畔崩落、土砂埋没 など
令和5年 5月5日 (2023) 6月28 ～29日 7月12 ～14日	地震 大雨 大雨	14時42分に石川県能登地方（北緯37度32.3分、東経137度18.2分、深さ12km）で地震（マグニチュード6.5）が発生し、石川県珠洲市で最大震度6強を観測、滑川市で震度3を観測した。また、21時58分にも石川県能登地方（北緯37度31.5分、東経137度14.1分、深さ14km）で地震（マグニチュード5.9）が発生し、石川県珠洲市で最大震度5強を観測、滑川市で震度3を観測した。 暖かく湿った空気と、上空約9,000mに氷点下33度以下の寒気を伴った気圧の谷の影響で、富山県では大気の状態が非常に不安定となり、富山県東部山間部を中心に大雨となった。特に富山市、立山町、上市町の山間部では、28日昼過ぎから夕方にかけて発達した雨雲が次々に発生し、局地的に3時間で約200ミリの大雨となった。上市町では16時までの1時間に約100ミリの猛烈な雨が降り、記録的短時間大雨情報が発表された。また、富山市、立山町、上市町に土砂災害警戒情報が発表された。立山町を流れる白岩川では、溢水氾濫による住家や農林水産関係被害が発生した。 ・床上浸水2棟、床下浸水10棟、農地施設19箇所、林道33箇所被災 など 梅雨前線に向かって西から暖かく湿った空気が流れ込む一方、北陸地方の上空約5500メートルには氷点下6度以下の寒気が流入したため、大気の状態が非常に不安定となった。このため、富山県で初めてとなる線状降水帯が発生し、その後も県内では非常に激しい雨が観測された。 ・死者1名、半壊18棟、床上浸水77棟、床下浸水723棟 ・県及び5市町で災害対策本部を設置

年 月 日	種類	記 事
令和6年 1月1日 (2024)	地震	1日 16時 10分に石川県能登地方（北緯 37.5 度、東経137.3 度、深さ約16km）で地震（マグニチュード7.6）が発生し、富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村で震度5強、滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町で震度5弱を観測した。魚津市では震度4を観測した。また、16時 12分に富山県に津波警報が発表された。 県内では、魚津市、入善町を除く13市町村で災害救助法が適用された。人的被害は、富山市（5名）、高岡市（2名）、射水市（4名）が重症、富山市（13名）、高岡市（3名）、魚津市（2名）、氷見市（9名）、黒部市（5名）、砺波市（1名）、小矢部市（2名）、射水市（3名）、朝日町（3名）が軽傷を負った。住家被害は、県内では、全壊（251件）、半壊（776件）、一部損壊等（19,691件）の被害が発生した。 滑川市の住家被害は212棟が発生した。（令和6年7月1日現在） 市内21か所で避難所を開設し、2,333名が避難した。海の駅蜃気楼駐車場及び滑川運動公園で液状化現象が発生した。
6月3日	地震	3日 6時31分に石川県能登地方（北緯 37.5、度東経 137.3度、深さ約10km）でマグニチュード6.0の地震が発生し、石川県能登で震度5強、新潟県上越及び新潟県中越で震度4を観測したほか、富山市、滑川市、舟橋村、立山町、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市で震度3を観測した。 滑川市の人的被害は軽傷1名、

1-2 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

本県に係る歴史地震は、下表のとおりであり、中でも特に 1586 年の天正の大地震と 1858 年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観 5)		7 以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文 2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文 8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永 4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、展水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政 5)	飛騨地震	7.0~7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7	流出家屋多し	—

(「新編日本被害地震総覧〔増補改訂版〕宇佐美龍夫、1996 年」)

● 天正の大地震

- ・ 1586 年 1 月 18 日 (天正 13 年 11 月 29 日) 発生、M7.8 の規模
- ・ 北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生
- ・ 富山県内で被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

● 安政の大地震

- ・ 1858 年 4 月 9 日 (安政 5 年 2 月 26 日) の真夜中発生、M7.0~7.1 の規模
- ・ 震源：跡津川断層とみられている。
- ・ 震度 5 以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・ 富山県内での被害：県東部は震度 6 で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者 36 名。県西部では、震度 5 で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※ 常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約 2 週間後に長野県大町近くで発生した M5.7 の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等 1,612 戸、死者 140 人にのぼった。

(「地震を視る」富山県〔立山博物館〕、1993 年)

1-3 震度4以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マグニチュード	主な県内の被害等	主な県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	4：富山市石坂、高岡市伏木
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	4：富山市石坂
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	4：富山市石坂
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)
1993(平成 5)	石川県能登沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	4：富山市、高岡市伏木
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	4：小矢部市
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	5弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村 4：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	4：氷見市、舟橋村
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	4：小矢部市
2020(令和 2)	石川県能登地方	5.5	軽傷 2	4：富山市、氷見市、舟橋村
2023(令和 5) 5月5日 (14時42分)	能登半島沖	6.5	軽傷 1	4：高岡市、氷見市、小矢部市。射水市、舟橋村 3：富山市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
5月5日 (21時58分)	能登半島沖	5.9		4：舟橋村
2024(令和 6) 1月1日 (16時10分)	能登半島沖	7.6	重症 11、軽傷 41 全壊 251、半壊 776、 一部破損等 19,691 火災 5 断水 18,937	5強：富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村 5弱：滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町 4：魚津市、入善町
2024(令和 6) 1月1日 (16時08分)	能登半島沖	5.8		4：富山市、高岡市、射水市、舟橋村
2024(令和 6) 1月1日 (16時12分)	能登半島沖	4.0		4：富山市

2024(令和 6) 1 月 1 日 (16 時 18 分)	能登半島沖	7.6		4 : 氷見市、舟橋村
2024(令和 6) 1 月 1 日 (16 時 18 分)	石川県能登地方	6.1		4 : 富山市、射水市、舟橋村、立山町
2024(令和 6) 1 月 1 日 (16 時 56 分)	石川県能登地方	5.4		4 : 氷見市
2024(令和 6) 1 月 6 日	石川県能登地方	5.4		4 : 氷見市
2024(令和 6) 11 月 26 日	石川県西方沖	5.6	軽傷 1	4 : 富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

1-4 富山県に津波警報・注意報等を発表した地震・津波

発生年月日 和暦	震央地名（ ）内は 気象庁が定めた地 震名	震 源 の 深さ	マグニ チュード	予報の種類 (予報文)	観測値
1960(昭和 35) 5 月 23 日	チリ中部沿岸付近 2 (チリ地震津波)	35km	9.5 (Mw)	予報なし	富山新港 : 22cm 伏木港 : 23cm
1961(昭和 36) 8 月 19 日	石川県加賀地方 (北美濃地震)	10km	7.0	(ヨイツミ)	県内で観測なし
1964(昭和 39) 5 月 7 日	秋田県沖	24km	6.9	(ヨイツミ)	新川 (河口) : 15cm
1964(昭和 39) 6 月 16 日	新潟県下越沖 (新潟地震)	34km	7.5	(ツミツル)	富山 : 70cm 魚津 : 97cm 伏木港 : 68cm
1983(昭和 58) 5 月 26 日	秋田県沖 (昭和 58 年日本海 中部地震)	14km	7.7	津波警報 (ツミ)	富山 : 20cm 生地 : 10cm 富山新港 : 17cm 伏木港 : 19cm
1983(昭和 58) 6 月 21 日	青森県西方沖	6km	7.1	津波注意報 (ツミチュウイ)	県内で観測なし
1987(昭和 62) 3 月 24 日	新潟県上中越沖	22km	5.9	津波注意報 (ツミチュウイ)	県内で観測なし
1993(平成 5) 2 月 7 日	能登半島沖	25km	6.6	津波注意報 (ツミチュウイ)	県内で観測なし
1993(平成 5) 7 月 12 日	北海道南西沖 (平成 5 年北海道 南西沖地震)	35km	7.8	津波警報 (ツミ)	富山 : 10 富山新港 : 11cm 萩浦橋 : 13cm

2007(平成 19) 3 月 25 日	能登半島沖 (平成 19 年能登半 島地震)	11km	6.9	予報なし	富山：6cm
2007(平成 19) 7 月 16 日	新潟県上中越沖 (平成 19 年新潟県 中越沖地震)	17km	6.8	予報なし	富山：5cm
2010(平成 22) 2 月 27 日	チリ中部沿岸	23km	8.8(Mw)	予報なし	富山：8cm
2011(平成 23) 3 月 11 日	三陸沖 (平成 23 年東北地 方太平洋沖地震)	24km	9.0(Mw)	津波注意報 (ツナチュウイ)	伏木富山港新湊：9cm
2024(令和 6) 1 月 1 日	石川県能登地方 (令和 6 年能登半 島地震)	16km	7.6	津波警報 (ツナミ)	富山：79cm

※注：津波予報区

1999 年 4 月 1 日～現在：富山県

1958 年 4 月 1 日～1999 年 3 月 31 日：6 区（新潟県、富山県、石川県（輪島以東に限る））

※出典：富山地方気象台ホームページ「富山県内に影響を及ぼした過去の地震・津波」

※歴史地震と比べ、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

2 気象観測等に関する資料

2-1 観測施設

(1) 気象観測所

観測機関	所在地	観測の種類							種類	備 考	
		風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			
富山県東部消防組合	上小泉24	○	○	○	○				自	滑川消防署	
〃	〃					○	○	○	人	〃	
富山県	大崎野45		○			○	○	○	〃	日本気象協会富山事業所	冬期
〃	〃		○			○	○		自	新川土木センター	冬期
〃	室山				○				〃	〃	
国土交通省	北野(魚津 滑川BP)	○	○				○		〃	富山河川国道事務所	
〃	大掛(魚津 滑川BP)	○	○				○		〃	〃	
中日本高速道路	東金屋	○	○		○	○	○		人	富山工務管理センター	

※種類・・・「自」観測機械で計測しているもの

「人」目視観測しているもの

(2) 波高、潮位観測所

観 測 所	観 測 場 所	管 理	備 考
<波高・風向>			
田 中	入善町田中		黒部河川事務所
石 田	黒部市石田	〃	
富 山	富山市富山港沖合		伏木富山港湾事務所
新 湊	射水市堀岡	(富山新港)	〃
伏 木	高岡市伏木港沖合	(マフコター)	〃
<検潮>			
生 地	黒部市生地	(黒部漁港)	黒部河川事務所
富 山	富山市草島	(富山港)	富山地方气象台
新 湊	射水市堀岡	(富山新港)	伏木富山港湾事務所
伏 木	高岡市伏木錦町地先	(伏木港)	〃

(3) 地震観測点

地震観測点名称	所在地	備考
滑川市寺家町	滑川市寺家町104 滑川市役所	気象庁計測震度計

(4) 巨大津波観測施設

観測所名	所在地	管理者	観測施設
富山	富山市草島	富山地方気象台	巨大津波観測計

2-2 注意報、警報の地域細分発表

気象庁では大雨警報などの気象警報・注意報を、これまで富山県を4つの区域に細分した区域を対象に発表してきたが、平成22年5月27日から、すべての気象警報・注意報について原則として個別の市町村を対象として発表することとなった。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒を要する災害を、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」のように警報名と併せて発表することとしている。

2-3 火災警報に関する情報

(1) 火災気象通報

富山地方気象台長は、消防法第22条第1項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報するものとする。

ア 対象地域

市町村を単位とする。

イ 実施基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

(2) 火災警報

市町村長は、消防法第22条の規定により、当該市町村の区域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて、火災警報を発するものとする。

2-4 風水害・雪害等に関する情報

(1) 特別警報の種類

種 類	概 要	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	
大雪特別警報 ^注	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風 又は 同程度の温帯低気圧 により	暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報 ^注		雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合

（注）過去の災害事例に照らして、積雪量に関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

(2) 警報の種類及び発表基準

種 類	概要と発表基準	
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき 大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	
	表面雨量指数基準（浸水害）	12
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	122
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊、これらによる重大な浸水害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	
	流域雨量指数基準	早月川流域＝23.6 上市川流域＝18.7
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	平地（6時間降雪量）	25cm
	山間部（12時間降雪量）	50cm
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	平均風速（陸上、海上共に）	20m/s
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。	
	平均風速（陸上、海上共に）	20m/s（雪を伴う）
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	有義波高	4.5m

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	潮位	1.0m

(3) 注意報の種類及び発表基準

種 類	概要と発表基準	
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたとき ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。	
	表面雨量指数基準（浸水害）	8
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	100
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により災害が発生するおそれがあると予想されたとき 対象となる災害として、河川の増水や堤防の損傷、これらによる浸水害があげられる。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。	
	流域雨量指数基準	早月川流域＝18.8 上市川流域＝14.9
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	平地（6時間降雪量）	15cm
	山間部（12時間降雪量）	35cm
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	平均風速（陸上）	12m/s
	平均風速（海上）	15m/s
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	
	平均風速（陸上）	12m/s（雪を伴う）
	平均風速（海上）	15m/s（雪を伴う）
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	有義波高	2.0m
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当する。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。	
	潮位	0.7m

種 類	概要と発表基準	
雷注意報	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想されたとき 発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。	
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	視程（陸上）	100m以下
	視程（海上）	500m以下
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下	
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	24時間降雪の深さが90cm以上	
	降雪の深さが100cm以上で日平均気温が2℃以上	
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあると予想される場合	
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあると予想される場合	
融雪注意報	融雪により浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	積雪地域の日平均気温が12℃以上	
	積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ	
	日平均風速が5m/s以上か日降水量が20mm以上	
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想されたとき	
	早霜・晩霜期に最低気温が2℃以下	
低温注意報	低温により農作物等に著しい被害や冬期の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると予想されたとき	
	夏期	最低気温が17℃以下の日が継続
	冬期	最低気温が－6℃以下

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方気象台）

種 類	概 要	
土砂キキクル 大雨警報 (土砂災害) の 危険度分布	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を地図上で1 km四方の領域毎に5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「災害切迫」（黒） 警戒レベル5に相当	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫又は既に発生している可能性が高い状況（直ちに身の安全を確保）
	「危険」（紫） 警戒レベル4に相当	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況（土砂災害警戒区域等の外へ避難）
	「警戒」（赤） 警戒レベル3に相当	土砂災害への警戒が必要な状況（高齢者等は土砂災害警戒区域等の外へ避難）
	「注意」（黄） 警戒レベル2に相当	土砂災害への注意が必要な状況（ハザードマップ等により避難行動を確認）
浸水キキクル 大雨警報 (浸水害) の 危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を地図上で1 km四方の領域毎に5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「災害切迫」（黒） 警戒レベル5に相当	重大な浸水害が切迫又は既に発生している可能性が高い状況（直ちに身の安全を確保）
	「危険」（紫） 警戒レベル4に相当	重大な浸水害がいつ発生してもおかしくない状況（安全な場所や屋内の浸水が及ばない階に移動）
	「警戒」（赤） 警戒レベル3に相当	道路がいつ冠水してもおかしくない状況（高齢者等は速やかに安全確保行動）
	「注意」（黄） 警戒レベル2に相当	周囲より低い場所で道路が冠水するおそれがある状況（周囲より低い場所や道路のアンダーパスには近づかない。）
洪水キキクル 洪水警報の 危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km毎に5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「災害切迫」（黒） 警戒レベル5に相当	重大な洪水災害が切迫又は既に発生している可能性が高い状況（直ちに身の安全を確保）

種 類	概 要	
洪水キキクル 洪水警報の 危険度分布	「危険」(紫) 警戒レベル4に相当	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾 濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況 (安全な場所へ避難)
	「警戒」(赤) 警戒レベル3に相当	洪水災害への警戒が必要な状況(高齢者等は安全な 場所へ避難)
	「注意」(黄) 警戒レベル2に相当	洪水災害への注意が必要な状況(ハザードマップ等 により避難行動を確認)
流域雨量指数の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河 川)の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測 を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示 す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時 10分毎に更新している。	

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県東部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(〇〇県など)で発表される。大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(6) 全般気象情報、北陸地方気象情報、富山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかにその内容を補足するため「記録的な大雨に関する富山県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で富山県と富山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（富山県東部など）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 常願寺川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、常願寺川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。常願寺川については、富山河川国道事務所と富山地方気象台から共同で発表される。警戒レベル2～5に相当する。

2-5 地震・津波に関する情報

(1) 地震情報の種類等

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度 5 弱以上又は最大長周期地震動階級 3 以上と予想された場合に、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

このうち、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。

また、最大震度 3 以上又は長周期地震動階級 1 以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

イ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	○震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	○震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	○震度 1 以上 ○津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される時 ○緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	○震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分程度で 1 回発表）

遠地地震に関する情報	国内で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合（注１） ○マグニチュード7.0以上 ○都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表（注１）
その他の情報	○顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	○震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

（注１）国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半から2時間程度で発表している。

（2）津波情報の種類等

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さ^{（注）}を求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （予想される津波の高さの区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 （10m<予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m10m）		
		5m （3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m）		

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予測時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

・気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達

予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表される。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準	内 容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、富山県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区 域	通知担当気象官署
富 山 県	富 山 県	気象庁



地震及び津波に関する情報の発表の流れ



2-6 火山に関する情報

気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

気象庁が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難指示等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。

なお、観光客、登山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市町村は噴火警戒レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

弥陀ヶ原火山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 過去1万年以内になし
			4 （高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 【過去事例】 過去1万年以内になし
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備。	・地獄谷から概ね2.5km以内の範囲に 大きな噴石 ^{（注1）} が飛散する、居住地域に影響しない程度の火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流を伴う噴火が発生、または予想される。 ・噴火に伴う火口噴出型泥流により、積雪期に居住地域に影響しない程度の融雪型火山泥流が発生、または予想される。 【過去事例】 約1,500年前以降、約2,500年前、約4,800年前、約7,800年前、約9,300年前に発生した噴火 ・警戒が必要な範囲は、火山活動の状況により、地獄谷から概ね1.5km以内の範囲となることがある。

種別	名称	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
		火口 周辺	2 (火口 周辺 規制)	火口周辺に影響を 及ぼす(この範囲に 入った場合には生 命に危険が及ぶ) 噴 火が発生、あるいは 発生すると予想さ れる。	想定火口域 ^(注2) へ の立入 規制等。 住民は通常の生活。	・地震活動の高まり、少量の泥 や火山 灰の噴出等の噴気活動 の活発化が みられ、想定火口 域内に大きな噴石 を飛散させ る噴火が予想される。 【過去事例】 明確な記録なし
予 報	噴火 予報	火口 内等	1 (活火 山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態に よって、活発な噴気 活動が見られる(こ の範囲に入った場 合には生命に危険 が及ぶ)。	状況に応じて想定 火口域の一部立入 規制等。 住民は通常の生活。	・火山活動は静穏 ・火山性地震が時折発生 ・地獄谷で噴気・地熱活動

(注1) 大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石をさす。

(注2) 想定火口域とは、地獄谷やミクリガ池等を含む領域をいう。

(2) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報(定時)

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表する。

(イ) 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報(速報)

(ア) 噴火が発生した火山^(注1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

(イ) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

ウ 降灰予報（詳細）

(7) 噴火が発生した火山^(注2)に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

(4) 噴火発生から6時間先まで（1時間毎）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

（注2）降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(3) 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(4) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

気象庁が現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生をお知らせする情報。火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

(7) 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合^(注)

(イ) このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

(注) 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

ウ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

エ 月間火山概況

前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

【弥陀ヶ原火山】

■ 概要

弥陀ヶ原火山は、立山連峰の西側に形成された安山岩・デイサイトの成層火山で、約 4 万年前の玉殿溶岩の噴出以降、マグマ噴火は発生していない。過去 1 万年以内の活動も、いずれも水蒸気噴火であることから、今後発生する噴火は、火山の状況に大きな変化がない限りは、水蒸気噴火であると考えられる。

また、過去 1 万年以内の活動により、火山灰層が 7 層になっていることから、少なくとも 7 回の噴火が起きており、噴火口は地獄谷周辺や血の池地獄周辺、称名火口や大谷火口群などであったとみられる。現在、地獄谷周辺では活発な噴気活動がみられ、地獄谷周辺地下にキャップロックやガス溜りの存在が示唆されているほか、膨張性の地殻変動も観測されている。そのため、他の噴気活動がない地域と比べ噴火が発生する可能性は、最も高いと考えられる。

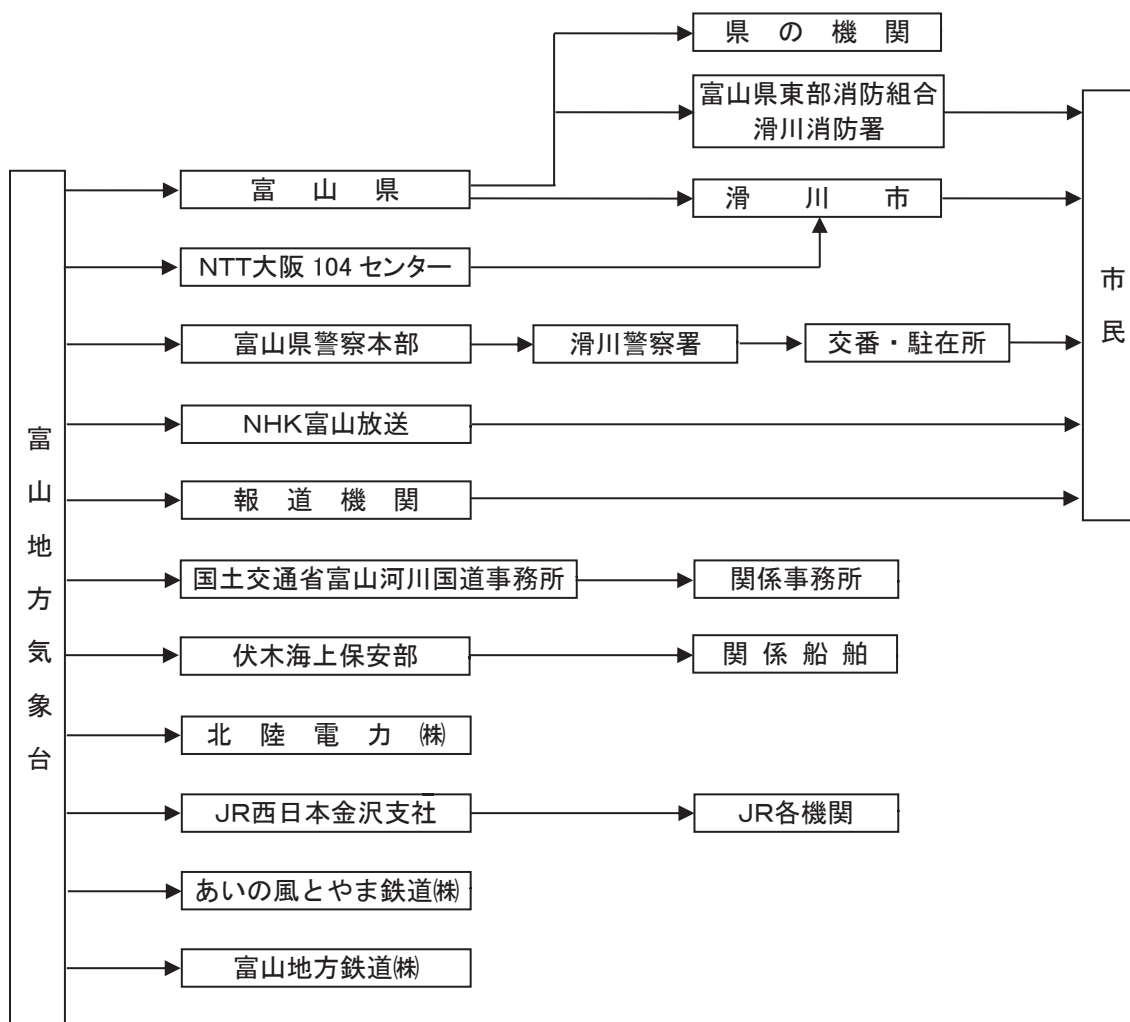
■ 火山ガスの噴出

地獄谷では、火山ガス活動が活発であり、火山ガス中毒の事故発生リスクが高まっていることから、環境省において平成 24 年から地獄谷内の歩道を通行止めとしている。

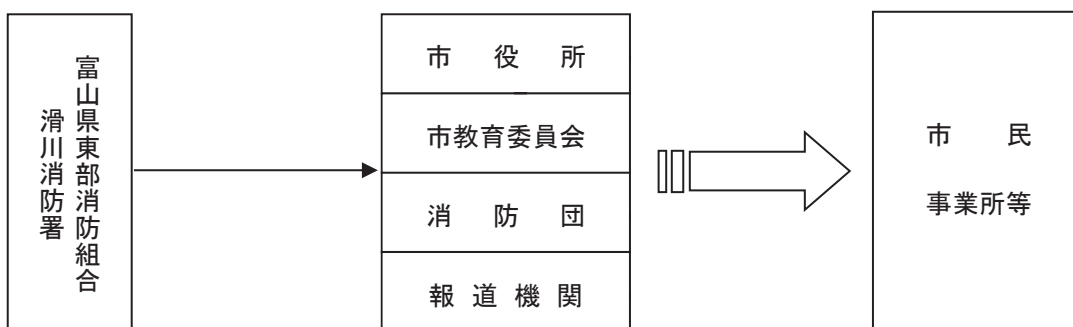
また、地獄谷周辺の登山道（エンマ台～大日展望台）についても、風向きや天候によって火山ガスの濃度が高くなる場合があるため、通行の際は水で濡らしたタオルを口に当てるなどの対策を行い、注意をして通行することが必要である。

3 情報・通信・広報に関する資料

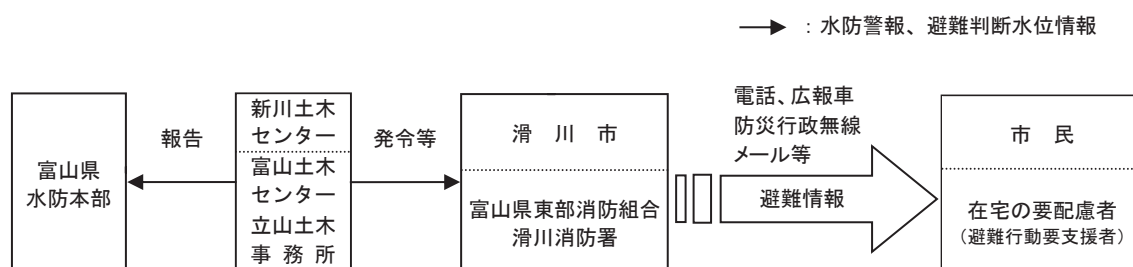
3-1 気象警報等の伝達系統



3-2 火災警報の伝達系統



3-3 水害に関する情報の伝達系統



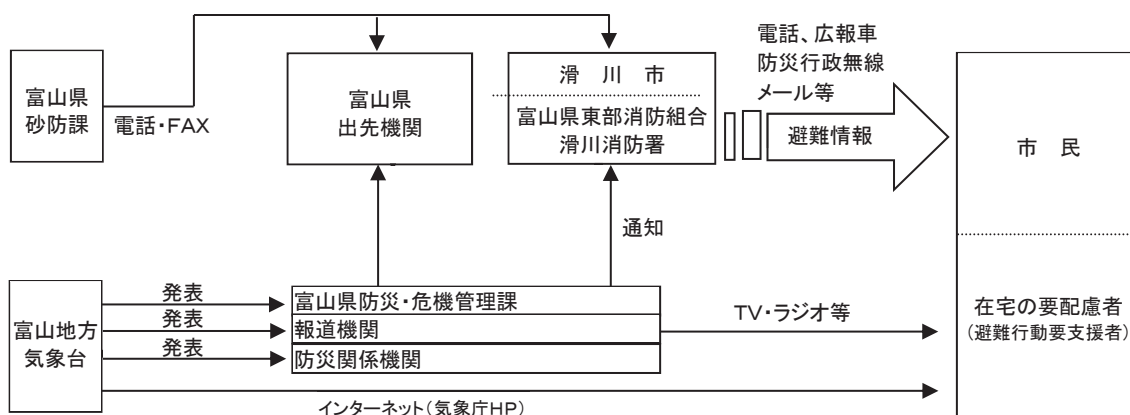
※ 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 2 項

（要配慮者利用施設等）

市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

（資料 5-2 参照 要配慮者利用施設への情報伝達）

3-4 土砂災害に関する情報の伝達系統



※ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条第 2 項

（要配慮者利用施設等）

市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

（資料 5-2 参照 要配慮者利用施設への情報伝達）

3-5 防災行政無線設備設置状況

	N o	局 名	設置予定場所
親局		滑 川 市	滑川市役所
子局	1	吉 浦	吉浦公民館地内
	2	笠 木	笠木公民館地内
	3	荒 俣	荒俣公民館地内
	4	坪 川	坪川保育所地内
	5	高 月	フットボールセンター富山地内
	6	菰 原	菰原地内八幡社付近
	7	沖 田 新	沖田新下島公民館地内
	8	上 小 泉	一般県道富山滑川魚津線上小泉東交差点付近
	9	柳 原	柳原公民館地内
	10	野 町	旧野町公民館
	11	北 野 西	一般県道富山滑川魚津線北野西部交差点付近
	12	追 分	追分会館地内
	13	大 島	大島公民館地内
	14	大 掛	大掛公民館付近
	15	北 野	北野公民館地内
	16	中 塚	北加積地区公民館地内
	17	宮 窪	宮窪公民館地内
	18	上 梅 沢	上梅沢公民館付近
	19	有 金	国道8号線路肩
	20	堀 江	堀江公民館地内
	21	赤 浜	中加積地区公民館地内
	22	小 林	小林公民館地内
	23	栃 山	栃山公民館地内
	24	大 榎	大榎公民館地内
	25	栗 山	栗山公民館地内
	26	上 大 浦	旧上大浦公民館地内
	27	大 崎 野	一般県道堀江魚津線路肩
	28	改 養 寺	改養寺公民館付近
	29	安 田	安田公民館付近
	30	本 江	山加積地区公民館地内
	31	東福寺開	大崎野用水路脇
	32	中 野	中野神明社付近
	33	東福寺野	青雲閣グラウンド地内
	34	蓑 輪	みのわテニス村地内
	35	加 島 町	第一分団詰所地内
	36	常 盤 町	第二分団詰所地内
	37	柴	第三分団詰所地内
	38	曲 渕	浜加積分団詰所地内
	39	追 分 2	早月加積分団詰所地内
	40	大崎野2	東加積分団詰所地内
	41	上 島	西加積分団詰所地内
	42	下 大 浦	下大浦小型詰所地内
	43	開	開小型詰所地内
	44	田 林	富士神社付近

3-6 広報文例

地震	地震が発生したとき（震度 4 程度）	サイレン（5 秒） こちらは、市役所です。 ただいま、地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震が発生したとき（震度 5 弱以上）	サイレン（5 秒） こちらは、市役所です。 ただいま、大きな地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震発生から 2 ～ 3 分経過後	サイレン（5 秒） こちらは、市役所です。 ただいま、震度〇の地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
津波	津波注意報が発表されたとき	サイレン（5 秒） こちらは、市役所です。 ただいま、津波注意報が発表されました。海岸付近から離れてください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
	津波注意報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波注意報は解除されました。 念のため、しばらく海岸に近づかないでください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が発表されたとき	サイレン約 5 秒 こちらは、市役所です。 ただいま、津波（大津波）警報が発表されました。 海岸付近から離れ、直ちに高台に避難してください。 落ち着いて避難してください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波（大津波）警報は解除されました。 念のため、しばらく海岸には近づかないでください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
気象	気象警報が発表されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 ただいま、〇〇警報が発表されました。 災害が発生するおそれがありますので、注意してください。（土砂災害・河川の増水に警戒してください。） （繰り返す）
	気象警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの〇〇警報は、解除されました。 （〇〇注意報に切り替わりました。） 引き続き、気象情報に注意してください。 （繰り返す）

火 災	火災警報が発令されたとき		コールサイン こちらは、消防署です。 ただいま、火災警報が発令されました。 空気が大変乾燥していますので、火の元には十分注意してください。 (繰り返す)
	火災警報が解除されたとき		コールサイン こちらは、消防署です。 先ほどの火災警報は、解除されました。 引き続き、火の元に注意してください。 (繰り返す)
河 川 災 害	警戒レベル 3	高齢者等避難を 発令したとき	こちらは、滑川市です。 〇〇川の水位が上昇したため、△△地区に警戒レベル 3、高齢者等避難を発令しました。 洪水浸水のおそれがある区域のお年寄りの方など避難に 時間のかかる方は、避難を開始してください。 それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意し て、危険だと感じたら早めに避難してください。 (繰り返す)
	警戒レベル 4	避難指示を発令 したとき	こちらは、滑川市です。 〇〇川の水位が上昇し大変危険なため、△△地区に警戒 レベル4、避難指示を発令しました。 洪水浸水のおそれがある区域の方は、落ち着いて速やか に全員避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に 避難するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)
	警戒レベル 5	緊急安全確保を 発令したとき	こちらは、滑川市です。 〇〇川の堤防から水が溢れたため、△△地区に警戒レベ ル5、緊急安全確保を発令しました。 避難中の方は、大至急、近くの安全な場所に緊急に避難 するか、屋内の高いところに避難してください。 (繰り返す)
	—	避難情報を解除 したとき	こちらは、滑川市です。 △△地区に発令していた□□は、解除しました。 (繰り返す)
土 砂 災 害	警戒レベル 3	高齢者等避難を 発令したとき	こちらは、滑川市です。 △△地区に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避 難を発令しました。 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。 土砂災害の危険がある区域やその周辺のお年寄りの方な ど避難に時間のかかる方は、崖や斜面の状態に十分注意 して、避難を開始してください。それ以外の方も、避難 の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと感じたら 早めに避難してください。 (繰り返す)
	警戒レベル 4	避難指示を発令 したとき	こちらは、滑川市です。 △△地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を 発令しました。 土砂災害の危険が高まっています。土砂災害の危険があ る区域やその周辺の方は、落ち着いて速やかに全員避難 を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に 避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難して ください。 (繰り返す)

土砂災害	警戒レベル 5	緊急安全確保を 発令したとき	こちらは、滑川市です。 △△地区に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 △△地区で土砂災害の発生が確認されました。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。 (繰り返す)
	—	避難情報を解除したとき	こちらは、滑川市です。 △△地区に発令していた□□は、解除しました。 (繰り返す)
避難所	開設したとき		こちらは、滑川市です。 〇〇のため、△△学校に避難所を開設しました。 (繰り返す)
	閉鎖したとき		こちらは、滑川市です。 〇〇のため、△△学校に開設していた避難所は閉鎖しました。 (繰り返す)

4 避難等に関する資料

4-1 市指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所

No.	対象地区	施設・場所名	所在地	連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複	想定収容人数	備考
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波			
1	滑川東	寺家小学校	寺家町98	475-0165	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	4,800人	洪水浸水深 0.5～3.0m
2	滑川東	滑川市民会館大ホール	寺家町104	476-9120		○	○	○	○	○	450人	家屋倒壊等 氾濫想定区域
3	滑川東	滑川東地区公民館	吾妻町426	476-0706	○	○	○	○	○	○	200人	
4	滑川東	地域交流センター「青志会館」	清水町13-9	475-2090	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	200人	洪水浸水深 0.5～3.0m
5	滑川東	駅前中央公園	吾妻町426	475-1452	○	○	○	○	○		4,400人	
6	滑川東 浜加積 北加積	滑川市総合体育センター	柳原238	475-9233	○	○	○	○	○	○	3,000人	
7	滑川東 浜加積 北加積	サン・アビリティーズ滑川	柳原1537-2	475-3342	○	○	○	○	○	○	800人	
8	滑川東	滑川市立図書館	吾妻町426	475-8001	○	○	○	○	○	○	600人	
9	滑川東	滑川市民交流プラザ (3階・4階部分)	吾妻町426	476-5500	○	○	○	○	○	○	770人	
10	滑川東	同朋幼稚園	常盤町630	475-0167	○	○	○		○	○	200人	
11	滑川東	同朋保育園	吾妻町357-6	475-3310	○	○	○	○	○	○	125人	
12	滑川東	滑川コミュニティ防災センター	四間町690-1	475-1531	○	○	○	○	○	○	50人	
13	滑川西	田中小学校	加島町207	475-0166	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	6,500人	洪水浸水深 0.5～3.0m
14	滑川西	滑川高等学校	加島町45	475-0164	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	14,500人	洪水浸水深 0.5～3.0m
15	滑川西	フットボールセンター富山	高月町129	476-0427		○	○	○	○ (2階以上)	○	8,400人	津波浸水深 0.0～0.5m 洪水浸水深 3.0～5.0m
16	滑川西	認定こども園たかつき保育園	高月町72	475-2930		○	○	○	○	○	150人	洪水浸水深 0.5～3.0m
17	滑川西	滑川市民健康センター	田中新町127	475-8011	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	150人	洪水浸水深 0.5～3.0m
18	滑川西	働く婦人の家	田中新町129	475-5780	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	150人	洪水浸水深 0.5～3.0m
19	滑川西	西地区コミュニティホール (滑川西地区公民館)	加島町194	476-9120		○	○	○	○	○	300人	洪水浸水深 0.5～3.0m
20	滑川西 西加積	希望幼稚園	上小泉2005	475-0103	○	○	○	○	○	○	150人	
21	滑川東 滑川西	中滑川複合施設「メлика」 (3階及び防災広場部分)	田中新町39-5	475-1550	○ (防災広場 は除く)	○	○	○	○	○	1,300人	洪水浸水深 0.5～3.0m
22	浜加積	浜加積地区公民館	曲淵333	475-5911	○	○	○	○	○	○	75人	
23	浜加積	坪川保育所	坪川1180	475-8105	○	○	○	○	○	○	150人	
24	浜加積 早月加積	東部小学校	四ツ屋134	475-0512	○	○	○	○	○	○	7,900人	
25	早月加積	早月加積地区公民館	追分3801	477-1955	○	○	○	○	○	○	75人	
26	早月加積	早月加積認定こども園グラウンド	追分3801	477-1616	○	○	○	○	○		840人	
27	浜加積 北加積	早月中学校	中野島1260	475-0342	○	○	○	○	○	○	11,500人	

No.	対象 地区	施設・場所名	所在地	連絡先	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複	想定 収容 人数	備考
					洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波			
1	滑川東	寺家小学校	寺家町98	475-0165	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	4,800人	洪水浸水深 0.5～3.0m
2	滑川東	滑川市民会館大ホール	寺家町104	476-9120		○	○	○	○	○	450人	家屋倒壊等 氾濫想定区域
3	滑川東	滑川東地区公民館	吾妻町426	476-0706	○	○	○	○	○	○	200人	
4	滑川東	地域交流センター「青志会館」	清水町13-9	475-2090	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	200人	洪水浸水深 0.5～3.0m
5	滑川東	駅前中央公園	吾妻町426	475-1452	○	○	○	○	○		4,400人	
6	滑川東 浜加積 北加積	滑川市総合体育センター	柳原238	475-9233	○	○	○	○	○	○	3,000人	
7	滑川東 浜加積 北加積	サン・アビリティーズ滑川	柳原1537-2	475-3342	○	○	○	○	○	○	800人	
8	滑川東	滑川市立図書館	吾妻町426	475-8001	○	○	○	○	○	○	600人	
9	滑川東	滑川市民交流プラザ (3階・4階部分)	吾妻町426	476-5500	○	○	○	○	○	○	770人	
10	滑川東	同朋幼稚園	常盤町630	475-0167	○	○	○		○	○	200人	
11	滑川東	同朋保育園	吾妻町357-6	475-3310	○	○	○	○	○	○	125人	
12	滑川東	滑川コミュニティ防災センター	四間町690-1	475-1531	○	○	○	○	○	○	50人	
13	滑川西	田中小学校	加島町207	475-0166	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	6,500人	洪水浸水深 0.5～3.0m
14	滑川西	滑川高等学校	加島町45	475-0164	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	14,500人	洪水浸水深 0.5～3.0m
15	滑川西	フットボールセンター富山	高月町129	476-0427		○	○	○	○ (2階以上)	○	8,400人	津波浸水深 0.0～0.5m 洪水浸水深 3.0～5.0m
16	滑川西	認定こども園たかつき保育園	高月町72	475-2930		○	○	○	○	○	150人	洪水浸水深 0.5～3.0m
17	滑川西	滑川市民健康センター	田中新町127	475-8011	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	150人	洪水浸水深 0.5～3.0m
18	滑川西	働く婦人の家	田中新町129	475-5780	○ (2階以上)	○	○	○	○	○	150人	洪水浸水深 0.5～3.0m
19	滑川西	西地区コミュニティホール (滑川西地区公民館)	加島町194	476-9120		○	○	○	○	○	300人	洪水浸水深 0.5～3.0m
20	滑川西 西加積	希望幼稚園	上小泉2005	475-0103	○	○	○	○	○	○	150人	
21	滑川東 滑川西	中滑川複合施設 (3階及び防災広場部分)	田中新町39-5	475-1550	○ (防災広場 は除く)	○	○	○	○	○	1,300人	洪水浸水深 0.5～3.0m
22	浜加積	浜加積地区公民館	曲淵333	475-5911	○	○	○	○	○	○	75人	
23	浜加積	坪川保育所	坪川1180	475-8105	○	○	○	○	○	○	150人	
24	浜加積 早月加積	東部小学校	四ツ屋134	475-0512	○	○	○	○	○	○	7,900人	
25	早月加積	早月加積地区公民館	追分3801	477-1955	○	○	○	○	○	○	75人	
26	早月加積	早月加積認定こども園グラウンド	追分3801	477-1616	○	○	○	○	○		840人	
27	浜加積 北加積	早月中学校	中野島1260	475-0342	○	○	○	○	○	○	11,500人	
					対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複	想定収容人数	備考

- ※ 想定収容人数は、運動施設・ホールにあつては、面積の80％を1人当たりの必要面積2㎡、その他の施設にあつては、面積の50％を1人当たりの必要面積2㎡で割ったものである。
- ※ 学校については、グラウンド・体育館・校舎を含んだ面積を記載しているが、洪水の浸水域となっている学校については、洪水災害時の指定緊急避難場所はグラウンド以外とする。

4-2 市指定一般避難所

災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

No.	対象 地区	施設名	所在地	連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定 収容 人数	備考
1	滑川東	寺家小学校	寺家町98	475-0165	○	1,300人	洪水浸水深0.5～3.0m
2	滑川東	滑川市民会館大ホール	寺家町104	476-9120	○	450人	家屋倒壊等氾濫想定区域
3	滑川東	滑川東地区公民館	吾妻町426	476-0706	○	200人	
4	滑川東	地域交流センター「青志会館」	清水町13-9	475-2090	○	200人	洪水浸水深0.5～3.0m
5	滑川東 浜加積 北加積	滑川市総合体育センター	柳原238	475-9233	○	3,000人	
6	滑川東 浜加積 北加積	サン・アビリティーズ滑川	柳原1537-2	475-3342	○	800人	
7	滑川東	滑川市立図書館	吾妻町426	475-8001	○	600人	
8	滑川東	滑川市民交流プラザ(3階・4階部分)	吾妻町426	476-5500	○	770人	
9	滑川東	同朋幼稚園	常盤町630	475-0167	○	200人	
10	滑川東	同朋保育園	吾妻町357-6	475-3310	○	125人	
11	滑川東	滑川コミュニティ防災センター	四間町690-1	475-1531	○	50人	
12	滑川西	田中小学校	加島町207	475-0166	○	1,400人	洪水浸水深0.5～3.0m
13	滑川西	滑川高等学校	加島町45	475-0164	○	3,800人	洪水浸水深0.5～3.0m
14	滑川西	フットボールセンター富山	高月町129	476-0427	○	900人	津波浸水深0.0～0.5m 洪水浸水深3.0～5.0m
15	滑川西	認定こども園たかつき保育園	高月町72	475-2930	○	150人	洪水浸水深0.5～3.0m
16	滑川西	滑川市民健康センター	田中新町127	475-8011	○	150人	洪水浸水深0.5～3.0m
17	滑川西	働く婦人の家	田中新町129	475-5780	○	150人	洪水浸水深0.5～3.0m
18	滑川西	西地区コミュニティホール(滑川西地区公民館)	加島町194	476-9120	○	300人	洪水浸水深0.5～3.0m
19	滑川西 西加積	希望幼稚園	上小泉2005	475-0103	○	150人	
20	滑川東 滑川西	中滑川複合施設「メリカ」(3階部分)	田中新町39-5	475-1550	○	300人	洪水浸水深0.5～3.0m
21	浜加積	浜加積地区公民館	曲淵333	475-5911	○	75人	
22	浜加積	坪川保育所	坪川1180	475-8105	○	150人	
23	浜加積 早月加積	東部小学校	四ツ屋134	475-0512	○	1,500人	
24	早月加積	早月加積地区公民館	追分3801	477-1955	○	75人	
25	浜加積 北加積	早月中学校	中野島1260	475-0342	○	2,900人	
26	浜加積 北加積	北加積小学校	中塚425	475-0595	○	1,200人	
27	北加積	滑川市農村研修センター	野町363	476-0285	○	100人	
28	北加積	北加積コミュニティ防災センター(北加積地区公民館)	中塚432	475-6042	○	75人	
29	北加積	幼保連携型きたかつみ認定こども園	大島新509-1	475-0272	○	125人	
30	北加積	滑川市農村環境改善センター	野町1684-1	475-9933	○	400人	
31	東加積	東加積小学校	大崎野45	474-1649	○	750人	
32	東加積	東加積コミュニティセンター(東加積地区公民館)	大崎野244	474-1921	○	75人	
33	東加積	みのわ健康休養施設(みのわ温泉)	義輪28	474-1770	○	450人	土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域
34	中加積	南部小学校	赤浜727	475-0524	○	1,300人	
35	中加積	中加積地区公民館	赤浜573	475-2178	○	75人	
36	中加積	中加積保育園	小林69	475-3837	○	300人	
37	中加積	童和保育園	堀江1796	475-0516	○	100人	家屋倒壊等氾濫想定区域
38	西加積	西部小学校	上島471	475-0498	○	2,100人	
39	西加積	滑川中学校	下島54	475-0151	○	2,900人	
40	西加積	西加積地区公民館	下梅沢31-1	475-0207	○	75人	
41	西加積	滑川市社会福祉センター	上小泉412-2	475-7000	○	500人	
42	西加積	認定こども園上小泉保育園	上小泉668	475-4575	○	275人	
43	西加積	児童館	上小泉800	475-3706	○	200人	
44	山加積	山加積コミュニティセンター(山加積地区公民館)	本江308	474-1049	○	50人	

- ※ 想定収容人数は、運動施設・ホールにあっては、面積の80％を1人当たりの必要面積2㎡、その他の施設にあっては、面積の50％を1人当たりの必要面積2㎡で割ったものである。
- ※ 新型インフルエンザ等感染症が蔓延している際の想定収容人数は、上表にかかわらず、前段中「必要面積2㎡」とあるのは「必要面積4㎡」と読み替えて計算するものとする。

4-3 市指定福祉避難所

要配慮者（避難行動要支援者）の障害の程度や心身の健康状態等を考慮し、一般の避難所生活が困難と判断した場合に、必要性の高い者から優先的に移送する二次的避難所

No.	受入対象者	施設名	所在地	連絡先	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数	備考
1	要配慮者	清寿荘	赤浜573-1	475-3600		50人	
2	要配慮者	カモメ荘	吉浦13	476-5666		80人	
3	要配慮者	なごみ苑	野町1686	475-8888		15人	
4	要配慮者	富山医療福祉専門学校	柳原字大門149-9	476-0001		60人	

5 要配慮者利用施設に関する資料

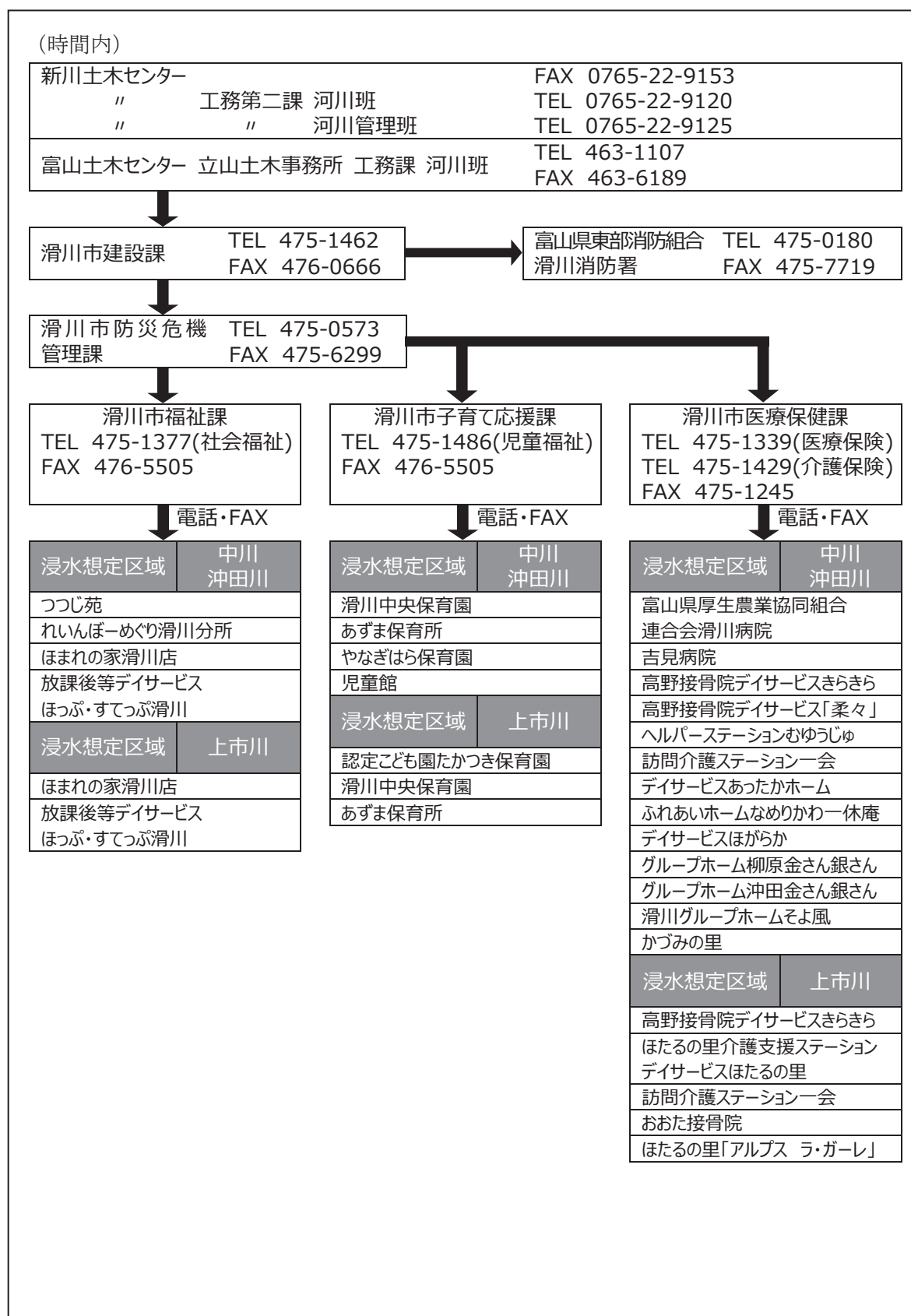
5-1 要配慮者利用施設※

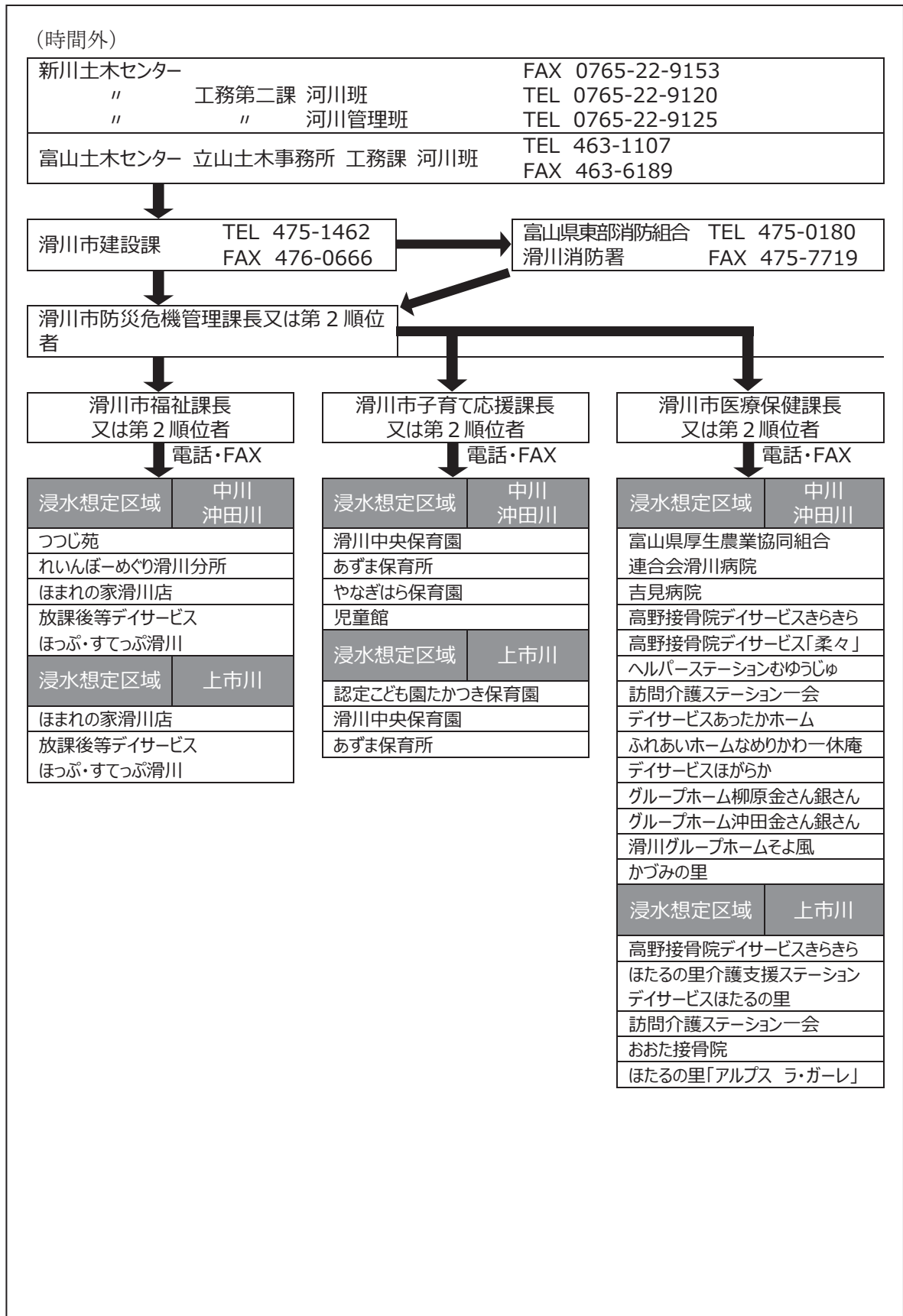
施 設	所在地	電話番号	危 険 要 因				土砂災害 危険箇所 等
			浸 水			津波	
			河 川 名				
			早月川	中川 沖田川	上市川		
認定こども園たかつき保育園	高月町 72	475-2930			○		
高野接骨院デイサービスきらきら	魚躬 202-1	475-5889		○	○		
和光保育園	本江 308-5	474-1258					○
滑川中央保育園	領家町 540-2	475-7181		○	○	○	
高野接骨院デイサービス「柔々」	常盤町 667	474-7608		○		○	
はたるの里介護支援ステーション デイサービスはたるの里	下梅沢 424	476-2166			○		
ヘルパーステーションむゆうじゅ	上小泉 278-1	476-0114		○			
訪問介護ステーションー会	田中町 154	411-9706		○	○		
吉見病院	清水町 3-25	475-0861		○			
デイサービスあったかホーム	中川原 134	471-5608		○			
ふれあいホームなめりかわ一休庵	沖田新 538	475-5919		○			
おおた接骨院	菰原 199-1	476-5267			○		
デイサービスはがらか	下島 143-3	471-5657		○			
はたるの里「アルプス ラ・ガーレ」	下梅沢 402-1	482-4123			○		
グループホーム柳原金さん銀さん	柳原 33-1	476-6411		○			
グループホーム沖田金さん銀さん	沖田新 41	476-5367		○			
滑川グループホームそよ風	上小泉 1491-5	475-3615		○			
かづみの里	上小泉 36-8	476-6543		○			
つつじ苑	上小泉 412-2	475-9261		○			
れいんぼーめぐり滑川分所	上小泉 1138-1	471-7291		○			
ほまれの家滑川店	常盤町 17-1	464-6881		○	○	○	
放課後等デイサービス ほっぶ・すてっぶ滑川	田中新町 97 サンワビル	475-6876		○	○		
あずま保育所	四間町 616	475-0877		○	○		
やなぎはら保育園	柳原 6-3	475-0700		○			
児童館	上小泉 800	475-3706		○			
富山県厚生農業協同組合連合会 滑川病院	常盤町 119	475-1000		○			

※ 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設でその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

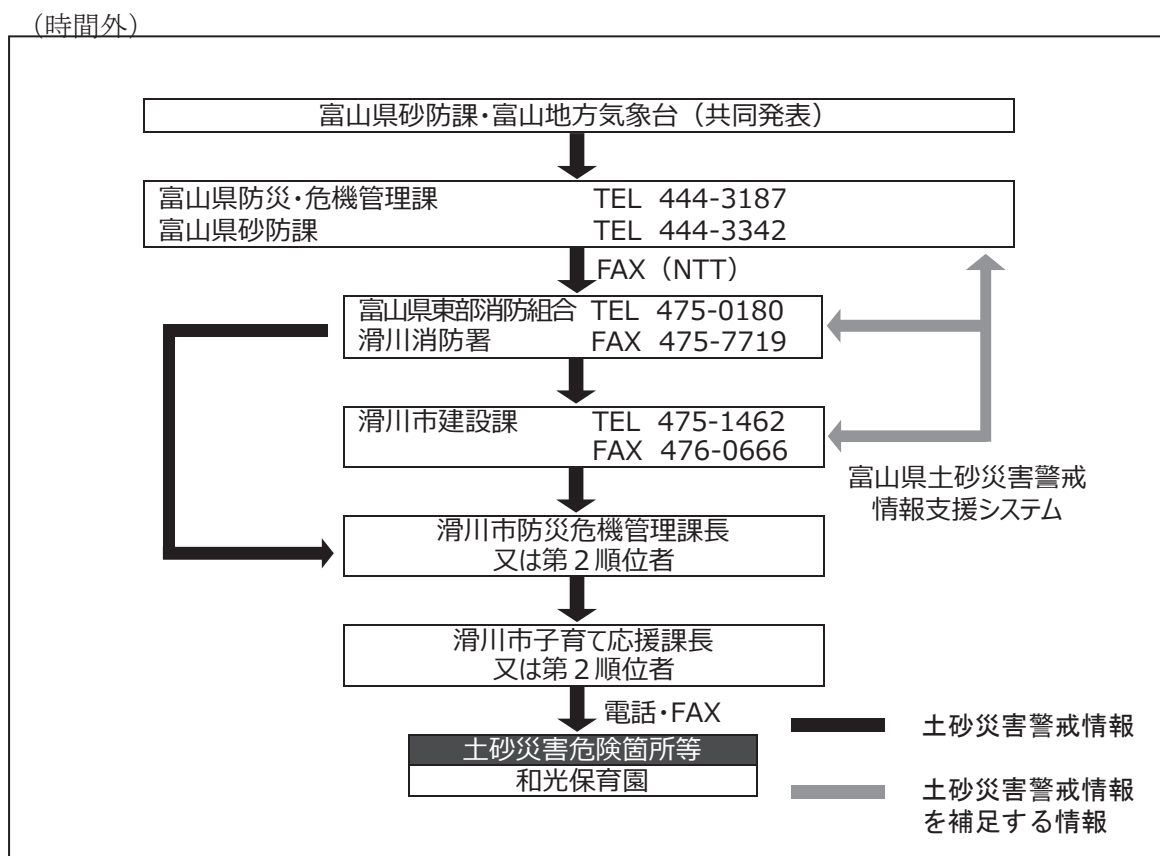
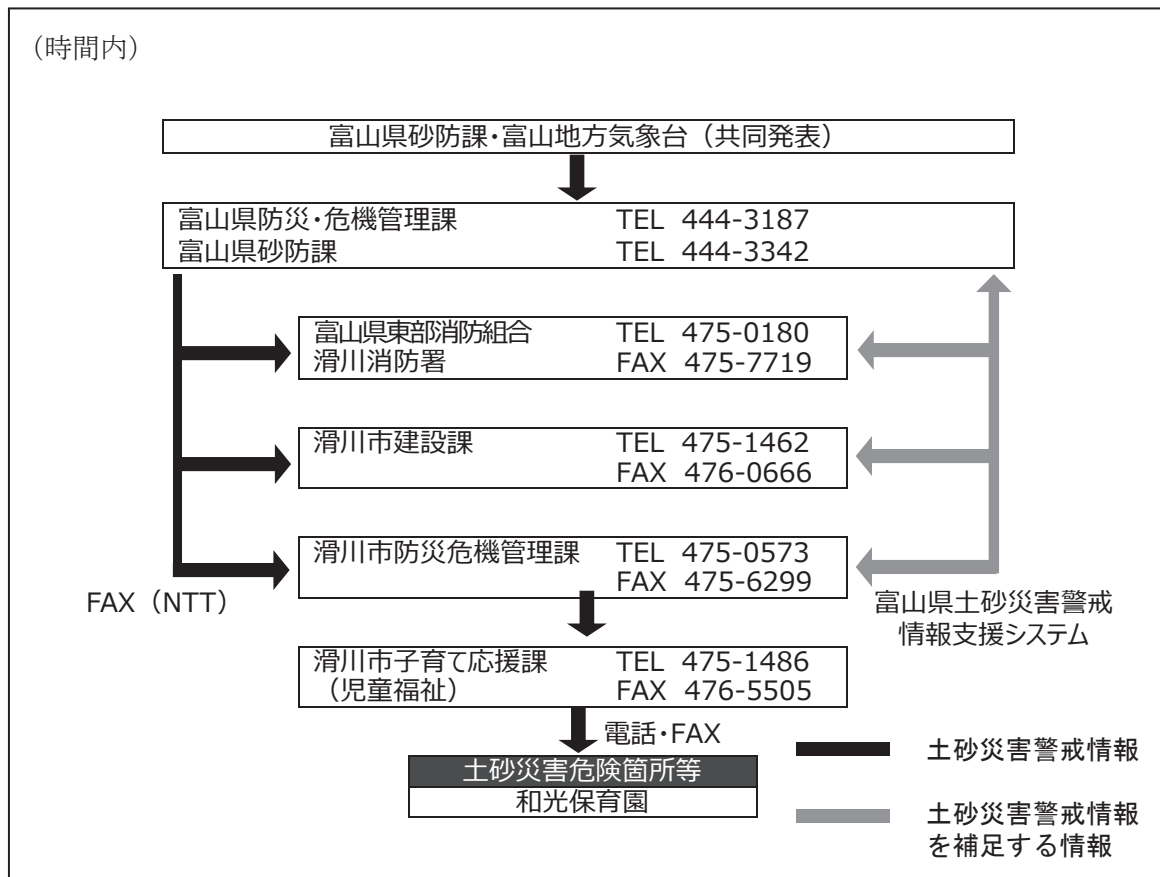
5-2 要配慮者利用施設への情報伝達

■河川の水位情報（避難判断水位情報等）の伝達経路図





■土砂災害情報（土砂災害警戒情報等）の伝達経路図



6 消防・医療救護に関する資料

6-1 滑川市消防団組織表

名 称	担 当 区 域
滑川市消防団本部	市内全域
第 1 分 団	田中町、田中新町、浜町、雪島区、河端町、加島町1区、加島町2区、加島町3区、領家町、高月西部、高月東部、緑町、瀬横町、下島町、高月南台、幸町、神家町、魚躬の一部
第 2 分 団	常盤町1区、常盤町2区、常盤町3区、常盤町4区、吾妻町、北町、三穂町、神明町、今町、武平太町、四間町、中町1区、中町2区、荒町、大河区、寺家町、晒屋、下小泉1区、清水町1区、吾妻団地、公園通り、中川原、辰野の一部、坪川新の一部、駅前団地、辰野北、泉ヶ丘、清水町2区、アイリスタウン
第 3 分 団	堀江、常光寺、安田、柴、高柳、小林、赤浜、寺町、森尻新、天望町、赤浜栄町、美しヶ丘、本江、小森、田林、東福寺、東福寺野
浜 加 積 分 団	坪川、高塚、曲渕、荒俣、二ツ破、藤栄、浜四ツ屋、中野島、北野、荒俣新町、高塚新町、高塚寿町、高塚曙町、荒俣西町、北野新町、有磯、中川原の一部、辰野、坪川新、辰野新町
早 月 加 積 分 団	四ツ屋、笠木、吉浦、三ヶ、大掛、大窪、大島、中村、栗山、追分
北 加 積 分 団	柳原1区、柳原2区、野町、栃山、金屋、二塚、四屋新、杉本、法花時、中新、中塚、稲泉、稲泉新、宮窪、宮窪新、七口、横道、大榎、大島新、柳原新町
東 加 積 分 団	大崎野、下大浦、上大浦、道寺、野尻、大日、室山、千鳥、中野、下野、東福寺開、開、改養寺、東金屋、森野新、蓑輪
西 加 積 分 団	上小泉、上梅沢、下梅沢、上島、沖田新下島、有金、菰原、江尻、魚躬、上小泉団地、宮窪台、有金新町、有金東台、デイズイン上梅沢、下梅沢元気タウン、下梅沢新町

6-2 主要医療機関一覧表

(1) 公的病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	開設者名
(富山医療圏)			
富山県立中央病院	富山市西長江2-2-78	076(424)1531	富山県
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野36	076(438)2233	富山県
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町2-1	076(422)1112	富山市
富山市立 富山まちなか病院	富山市鹿島町2-2-29	076(421)7801	富山市
国立大学法人 富山大学附属病院	富山市杉谷2630	076(434)2281	国立大学法人 富山大学
富山赤十字病院	富山市牛島本町2-1-58	076(433)2222	日本赤十字社
富山県済生会富山病院	富山市楠木33-1	076(437)1111	社会福祉法人 恩賜財団済生会
独立行政法人 国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町3145	076(469)2135	独立行政法人 国立病院機構
富山県厚生農業協同組合 連合会滑川病院	滑川市常盤町119	076(475)1000	富山県厚生農業 協同組合連合会
かみいち総合病院	上市町法音寺51	076(472)1212	上市町

(2) 民間病院（富山医療圏）

救急 指定	病 院 名	所 在 地	電話番号
	医療法人社団和敬会 谷野呉山病院	富山市北代5200	076(436)5800
	藤の木病院	富山市開261	076(424)0101
	呉陽病院	富山市野口南部126	076-436-6363
	常願寺病院	富山市水橋肘崎438	076(478)1191
	南富山中川病院	富山市大町146	076(425)1780
	佐々木病院	富山市大町1	076(425)2111
	アルペンリハビリテーション病院	富山市楠木300	076-438-7770
	成和病院	富山市針原中町336	976(451)7001
○	横田記念病院	富山市中野新町1-1-11	076(425)2800
○	みなみの星病院	富山市二俣382	076(428)1373
	流杉病院	富山市流杉120	076(424)2211

救急 指定	病 院 名	所 在 地	電話番号
	野村病院	富山市水橋辻ケ堂446-1	076(478)0418
○	富山医療生活共同組合 富山協立病院	富山市豊田町1-1-8	076(433)1077
	政岡内科病院	富山市下新町31-1	076(432)1131
	佐伯病院	富山市中川原43-1	076(425)5170
	清幸会島田病院	富山市下新北町6-25	076(431)6800
○	西能病院	富山市高田70	076(422)2211
	西能みなみ病院	富山市秋ヶ島145-1	076(428)2373
	医療法人社団城南会 富山城南温泉病院	富山市太郎丸西町1-13-6	076(491)3366
	富山駅前ひまわり病院	富山市宝町2-3-2	076(433)1881
	栗山病院	富山市開発133	076(429)0203
	医療法人北聖病院	富山市下富居2-1-5	076(441)5910
○	杉野脳神経外科病院	富山市千石町6-3-7	076(423)7722
	誠友病院	富山市上千俵町103	076(429)6677
	医療法人社団城南会 富山城南温泉第二病院	富山市太郎丸西町1-13-6	076(421)6300
	三輪病院	富山市小中291	076(428)1234
	いま泉病院	富山市今泉220	076(425)1166
	長谷川病院	富山市星井町2-7-40	076(422)3040
○	不二越病院	富山市東石金町11-65	076(424)2881
	チューリップ長江病院	富山市長江5-4-33	076(494)1266
	萩野病院	富山市婦中町萩島315-1	076(465)2131
	有沢橋病院	富山市婦中町羽根新5	076(425)0631
	友愛温泉病院	富山市婦中町新町2131	076(469)5421
○	富山西総合病院	富山市婦中町下轡田1019	076(461)7700
	富山西リハビリテーション病院	富山市婦中町下轡田1010	076(461)5550
○	八尾総合病院	富山市八尾町福島7-42	076(454)5000
	あゆみの郷	富山市稲代1023	076(467)4477
	おおやま病院	富山市花崎85	076(483)3311
	吉見病院	滑川市清水町3-25	076(475)0861
○	藤木病院	立山町大石原225	076(463)1301

7 衛生等に関する資料

7-1 一般廃棄物の処理施設

(1) ごみの中間処理施設

	焼 却 施 設	破 碎 施 設
名 称	富山地区広域圏クリーンセンター	富山地区広域圏リサイクルセンター
所在地	立山町末三賀 1 0 3 - 3	富山市辰尾 1 7 0 - 1
処理種類	可燃ごみ	不燃ごみ、空きびん、空き缶
処理能力	8 1 0 t / 2 4 h	1 1 0 . 6 t / 5 h

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理施設

名 称	所 在 地	処理対象物	処理能力
富山地区広域圏衛生センター	上市町稗田 1 番地	生し尿、浄化槽汚泥	110k1/日

(3) 一般廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	処 理 施 設
株式会社 公生社	滑川市栗山 3 5 9 6	紙くず、木くず
株式会社 金山産業	滑川市笠木 7 4 - 1	木くず

(4) ごみの最終処分場

名 称	山本一般廃棄物（不燃物）最終処理場
所 在 地	富山市山本字水木谷 1 9
埋 立 容 量	5 5 5 , 0 0 0 m ³
埋立完了見込年月	平成 3 0 年 3 月

7-2 火葬場

名 称	所 在 地	連 絡 先
滑川市火葬場	滑川市下島 6 3 9	076-475-0556

8 輸送に関する資料

8-1 緊急輸送道路一覧表

(1) 第1次緊急輸送道路

路線番号 ・ 路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
北陸自動車道	市内区間全域	6.60	4	中日本高速道路株式会社
一般国道8号	市内区間全域	7.20	4	国 土 交 通 省
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	金 屋 → 稲 泉	2.26	4	富 山 県
計 3 路線		16.06		

(2) 第2次緊急輸送道路

路線番号 ・ 路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
1 主要地方道 富山魚津線	坪 川 → 早月川 橋詰め	4.05	2	富 山 県
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	稲 泉 → 上小泉	0.46	4	富 山 県
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	上小泉 → 上小泉	0.52	2	富 山 県
61 主要地方道 滑川上市線	加島町 → 下梅沢	1.03	2	富 山 県
135 一般県道 富山滑川魚津線	江 尻 → 上小泉	2.24	2	富 山 県
135 一般県道 富山滑川魚津線	上小泉 → 中村 早月川 大島 橋詰め	4.58	2	富 山 県
151 一般県道 辻滑川線	加島町 → 加島町	0.35	2	富 山 県
320 一般県道 古鹿熊滑川線	柳 原 → 坪 川	1.26	2	富 山 県
市道 滑川中央線	上小泉 → 吾妻町	1.40	4	滑 川 市
市道 滑川富山線	中川原 → 加島町	2.32	2	滑 川 市
計 10 路線		18.21		

(3) 第3次緊急輸送道路

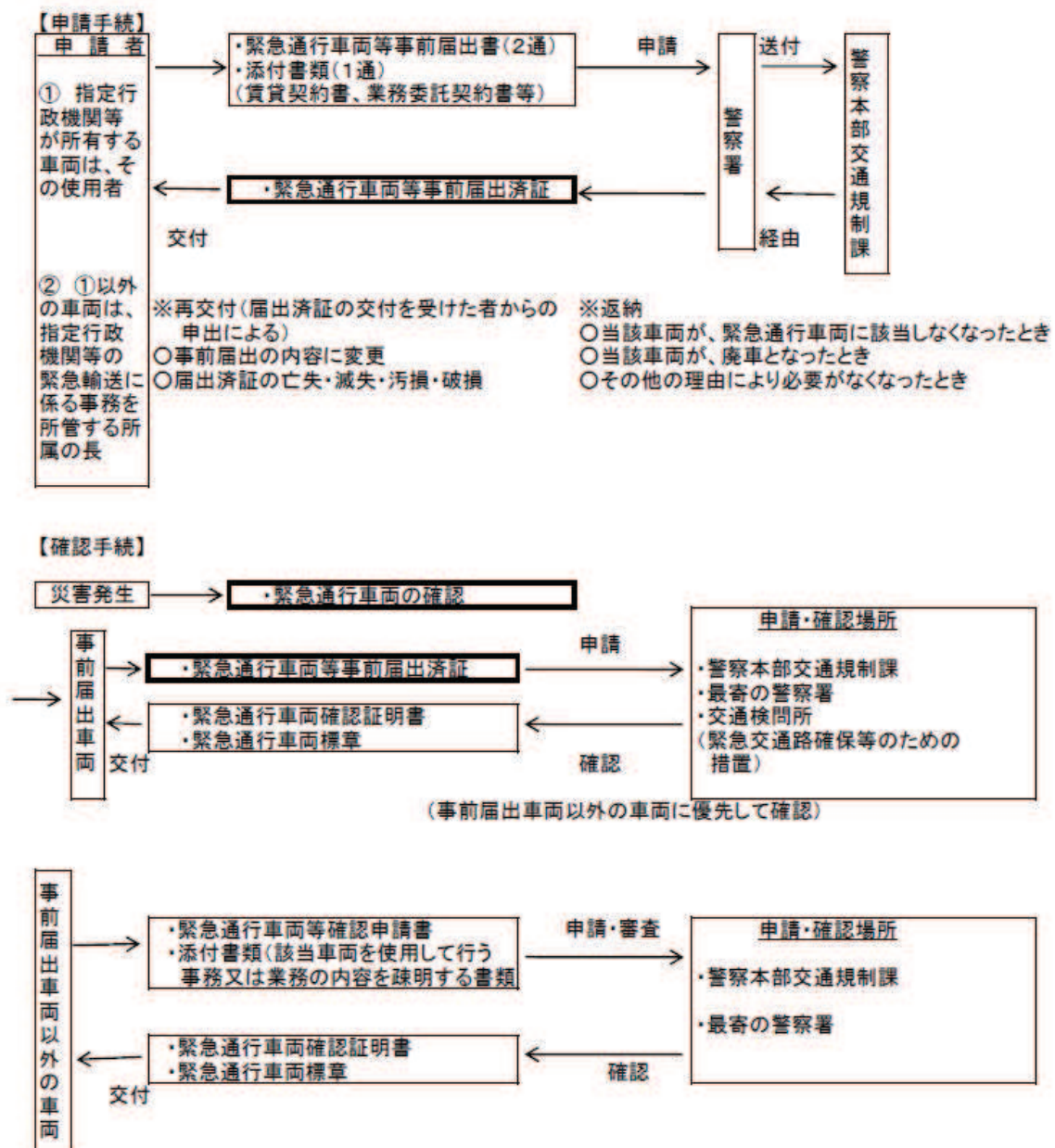
路線番号・路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
3 主要地方道 富山立山魚津線	三 ヶ → 寺 町	8.21	2	富 山 県
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	改養寺 → 金 屋	0.41	4	富 山 県
137 一般県道 堀江魚津線	栗 山 → 早月川 橋詰め	0.91	2	富 山 県
スーパー農道 富山中部スーパー農道	本 江 → 栗 山	4.95	2	滑 川 市
市道 滑川富山線	加島町 → 魚 躬	1.72	2	滑 川 市
計 5路線		16.20		

8-2 緊急通行車両の事前届出制度

(1) 緊急通行車両事前届出制度の概要

目 的	災害発生時には、災害対策基本法（以下「災対法」という。）に定める緊急通行車両の確認のための事務処理ができない事態が予測されることから、あらかじめ緊急通行車両として使用される車両の需要数を事前に把握し、確認事務の省力化・効率化を図り、迅速な災害応急対策に資するもの。
事前届出 対象車両	災害発生時に災害応急対策を実施するために使用される予定のある車両で 1 指定行政機関等が保有する車両 2 指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両 3 災害発生時に他の機関・団体等から調達する車両 【指定行政機関等とは】 ・ 指定行政機関 ・ 指定地方行政機関 ・ 地方公共団体その他の執行機関 ・ 指定公共機関 ・ 指定地方公共機関

(2) 緊急通行車両事前届出・確認手続要領



8-3 災害派遣等従事車両証明書（高速道路通行料金免除）

道路整備特別措置法（昭和 31 年 3 月 14 日法律第 7 号）

(料金徴収の対象等)

第 24 条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあっては当該道路を通行する道路法第 2 条第 3 項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあっては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

道路整備特別措置法施行令

(料金を徴収しない車両)

第11条 法第24条第1項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

10cm

災害派遣等従事車両証明書	
発行番号	
使用目的	
通行年月日	
道路名及び区分	
乗車責任者 職氏名	
登録番号	
この車両は、災害派遣等従事業務車両であることを証明する。	
年 月 日	
発行者職氏名	滑川市長
	印

14cm

※発行番号は一連番号をいいます。

8-4 飛行場外離着陸場等

(1) 飛行場外離着陸場

整理番号	離着陸場名称	所在地 (住所)	緯度・経度	緊急連絡先
滑川ー1	滑川運動公園	滑川市有金地内 滑川運動公園	N 36° 44' 16" E 137° 20' 40"	滑川市役所 TEL 076-475-0573
滑川ー2	柳 原	滑川市柳原 1449 スポーツ・健康 の森公園	N 36° 46' 04" E 137° 21' 31"	滑川市役所 TEL 076-475-0573

(2) 中山間地の緊急時臨時着陸場所

整理番号	地点名称	所在地 (住所)	緯度・経度	緊急連絡先
滑川ー1	みのわテニス村	滑川市蓑輪地内	N 36° 43' 43" E 137° 26' 08"	滑川市役所 TEL 076-475-0573
滑川ー2	東福寺野自然公園 グラウンド	滑川市東福寺野 地内	N 36° 43' 37" E 137° 25' 03"	滑川市役所 TEL 076-475-0573

(3) 自衛隊幕営地（予定）

名 称	所在地 (住所)	連 絡 先
スポーツ・健康の森公園 周辺用地	滑川市柳原地内	滑川市役所 TEL 076-475-0573

9 各種災害における避難情報に関する資料

9-1 洪水

(1) 水防警報河川（水位周知河川）及びその区域

河川名	区 域	備 考
早月川	左岸 滑川市蓑輪 (豊隆橋) から 海まで 右岸 魚津市鉢	富山県知事指定
中 川	滑川市上小泉（新行田橋）から 海まで	富山県知事指定
沖田川	滑川市沖田新（市道下梅沢上小泉線橋）から 中川合流点まで	富山県知事指定
上市川	中新川郡上市町釈泉寺（上市川発電所）から 海まで	富山県知事指定

(2) 水防警報及び避難判断水位情報の発報担当者・受報担当者

河 川 名	観 測 所 名	量水標管理者発報者	受報者	受報水防管理団体
早 月 川	栗 山（月形橋）	新川土木センター所長	建設課長	滑 川 市
中 川	上小泉（新行田橋）	〃	〃	〃
沖 田 川	下 島（沖田川）	〃	〃	〃
上 市 川	堀 江（交観橋）	富山土木センター 立山土木事務所長	〃	〃

(3) 避難情報の発令基準

避難情報は、以後の気象予測やパトロール等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。発令の基準は、下表を参考とする。

避難情報	警 戒 レベル	二級河川	左記以外の中小河 川、内水等
		上市川・沖田川・中川・早月川	
高齢者等 避難	3	① 大雨洪水警報が発表されたとき ② 各河川の指定する水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに同観測所の水位が上昇しているとき	大雨洪水警報が発表され、河川の増水又は降雨状況・予測により浸水の危険が高いと判断される時
避難指示	4	① 各河川の指定する水位観測所の水位が氾濫危険水位に達し、さらに同観測所の水位が上昇しているとき ② 河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認	大雨洪水警報が発表され、河川管理施設等の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
緊急安全 確保	5	① 堤防の決壊・はん濫・浸水を確認したとき ② 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認	大雨特別警報が発表され、河川管理施設等の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

(4) 水位観測所

河川名	所在地	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位	はん濫時の到達時間
上市川	滑川市堀江 (交観橋)	2.70m	3.40m	4.40m	上市川沿い中加積南部地区 30分未満 (人家付近は1時間以上)
沖田川	滑川市下島	0.70m	0.70m	1.00m	沖田川沿い滑川西地区・西加積地区 30分未満
中川	滑川市上小泉 (新行田橋)	0.70m	0.70m	0.90m	中川沿い滑川東地区 30分未満
早月川	滑川市栗山 (月形橋)	2.50m	3.90m	4.90m	早月川沿い早月加積地区 30分未満 浜加積地区 1時間以上

(5) 重要水防箇所

ア 河川

番号	水系名	河川名	重 要 水 防 箇 所						予想 される 危険	水防 工法	担当水防 管理団体 名	関係機関
			位置		左右 岸別	m 延長	重要度	現況				
			郡市	字								
1	早月川	早月川	滑川市	蓑輪	左岸	60	A	水 衝 ・ 洗 掘	堤 欠	木 流 ・ 立 籠	滑川市	新川土木センター
2 3	中 川	中 川	〃	神家町	左岸 右岸	各 300	A	堤防 高	越 水	土のう 積	〃	〃
4 5	〃	沖田川	〃	田中町 小泉町	左岸 右岸	各 2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃

※ 堤 防 高 「A」：計画高水位（量）又は既往最高水位（量）に対し、堤防高又は断面不足のため、最も危険な箇所。

水衝・洗掘 「A」：水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。

：橋台取付部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しており最も危険な箇所。

：波浪による護岸の決壊等の恐れがあり最も危険な箇所。

イ 海岸

番号	海岸名	重 要 水 防 箇 所					予想 される 危険	水防 工法	担当水防管 理団体名	関係機関
		位置		m 延長	重要度	現況				
		郡市	字							
1	滑川漁港 海岸	滑川市	高塚	473	A	緩傾斜 護 岸	越 波	土のう積	滑川市	新川土 木センター
2	〃	〃	常盤町	840	A	コンクリート 消波堤	〃	〃	〃	〃
3	滑川高月 海岸	〃	高月町	300	A	〃	〃	〃	〃	〃

※ 「A」：波浪により堤防、護岸を越波し背後地に重要な被害を与えると予想される箇所。又は根固め消波工などが沈下散乱し最も危険な箇所。

9-2 がけ崩れ・土石流・地すべり（土砂災害）

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）が発生する危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難情報の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主判断等にも利用することを目的に富山県と富山地方気象台が共同で発表するものである。

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する1kmメッシュによる予測資料に基づいて気象庁で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、市町村単位で発表される。

イ 注意点

(7) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものでなく、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

(イ) 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊としている。技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としていない。

(2) 避難情報の発令基準

避難情報は、以後の気象予測やパトロール等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。発令の基準は、下表を参考とする。

避難情報	警戒レベル	発令基準
高齢者等避難	3	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図において、「実況または予想で大雨警報の基準に到達（警戒レベル3相当）」に達したとき ② 土砂災害危険個所の巡視により、前兆現象が発見されたとき（湧水、小石が斜面からばらばら落ちだす等）
避難指示	4	① 土砂災害警戒情報が発表され、富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図において、「実況または予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当）」に達したとき ② 土砂災害危険個所の巡視により、前兆現象が発見されたとき（斜面の亀裂・斜面のはらみ・擁壁・道路等にクラック発生）
緊急安全確保	5	① 土砂災害警戒情報が発表され、富山県土砂災害警戒情報支援システムの危険度状況図において、「実況で大雨特別警報の基準に到達（警戒レベル5相当）」に達したとき ② 近隣で土砂災害が発生したとき ③ 近隣で土砂移動現象、前兆現象が発見されたとき（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）

10 危険区域等に関する資料

10-1 災害危険箇所総括表

滑川市	急傾斜地崩壊危険箇所			左記以外の 建築基準法 による災害 危険区域	地すべり危険箇所							
	指 定	未指定	計		国土交通省		林野庁分 (地区数)		農林水産省 農林振興局分		計	
					指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定
	5	32	37	1	2	4(4)	2		3	5	7	
	砂 防 指定地	土 石 流 危険渓流	崩壊土砂 流 出 危険地区	山腹崩壊 危険地区	老 朽 ため池	重要水防箇所		なだれ危険箇所				
					河 川	海 岸	国土交通省分	林野庁分				
17(2)	11	4	7		5	1	8					

10-2 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

番号	箇所名	位 置		延長 m	面積 ha	保 全 対 策				急傾斜地崩 壊危険区域 の指定 年 月 日	
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類		数
286	蓑輪	蓑輪	蓑輪	600	2.40	16	公民館	1	県道	750	S48.2.28
293	東福寺(1)	東福寺	東福寺	200	0.72	12	公民館	1			
294	大浦(1)	大浦	大浦	470	3.36	9	発電電所	1	県道	300	H17.11.28
296	大浦(2)	大浦	大浦	300	1.25	13			県道	280	H14.3.25
301	大崎野	大崎野		100	0.09	1	福祉施設	1	県道	90	
305	東福寺(2)	東福寺	東福寺	270	0.97	5			水路	250	
307	小森(1)	小森	小森	230	0.69	14			私道	70	S47.11.24
308	小森(2)	小森	小森	220	0.38	6					
315	本江(1)	本江	本江	130	0.31	7			県道	120	H10.2.16
316	本江(2)	本江	本江	1200	5.14	51	警察署 保育園 公民館	1 1 1	県道	1200	S47.11.24

資料：富山県砂防課

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

番号	箇所名	位 置		延長 m	面積 ha	保 全 対 策				急傾斜地崩壊危険区域の指定 年 月 日
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設	
							種類	数	種類	数
287	東福寺(1)	東福寺		100	0.12	2				
288	大日	大日		50	0.09	1				
289	大浦(1)	大浦		150	0.17	2				
290	大浦(2)	大浦		90	0.09	1				
291	千鳥(1)	千鳥		110	0.38	2				
292	千鳥(2)	千鳥		70	0.12	2				
295	東福寺(2)	東福寺		70	0.30	1			県道	50
297	大崎野(1)	大崎野		40	0.04	1			河川	40
298	東福寺野(1)	東福寺野		200	1.43	2			県道	60
299	大崎野(2)	大崎野		50	0.03	1			私道	30
										50
300	大崎野(3)	大崎野		60	0.07	1			市道 河川	30 50
302	東福寺野(2)	東福寺野		130	0.62	1				
303	東福寺野(3)	東福寺野		120	0.43	1				
304	東福寺(3)	東福寺		90	0.39	1				
306	東福寺(4)	東福寺	東福寺	180	0.09	3				
309	東福寺野(4)	東福寺野		130	0.39	3				
310	開	開		50	0.09	1				
311	東福寺野(5)	東福寺野		130	0.39	1			市道	90
312	本江(1)	本江		60	0.11	1				
313	東福寺野(6)	東福寺野		20	0.01	1				
314	本江(2)	本江		100	0.18	2				
317	本江(3)	本江		50	0.03	2				
318	本江(4)	本江		20	0.01	1				

資料：富山県砂防課

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）

番号	箇所名	位 置		延長 m	面積 ha	保 全 対 策					急傾斜地崩 壊危険区域 の指定 年 月 日
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類	数	
J46	東福寺	東福寺	東福寺	220	0.79						
J47	大崎野	大崎野		450	1.07						
J48	東福寺野	東福寺野		290	1.04						
J49	本江	本江		100	0.18				県道	80	

資料：富山県砂防課

10-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地

番号	指定区域名	位 置 大字	ha 面積	面積内訳 ha			保全対策			富山県指定		危険箇所番号
				耕地	宅地	その他	人家(戸)	道路(m)	公共施設等	年月日	告示番号	
17	本江	本江	9.50	1.80	2.10	5.60	34 18	県道890	農協1	47.11.24	1105	316
18	小森	小森	5.30	2.70	0.90	1.70	24 8	県道410	—	47.11.24	1105	307,308
23	蓑輪	蓑輪	9.90	1.60	2.50	5.80	36 7	県道550 市道520	発電所1	48.2.28	182	286
301	本江(2)	本江	2.50	0.60	0.40	1.50	6			H9.3.28	175	—
315	本江(3)	本江	1.40	0.40	0.38	0.62	6	市道250		H10.2.16	81	—
351	大浦(1)	下大浦	4.80	0.99	0.81	3.00	15	県道230 市道200		H14.3.25	149	119
	大浦(2)	大浦	6.18	1.42	0.67	4.09	10	県道375 市道142		H17.11.28	614	294

資料：富山県砂防課

10-4 地すべり発生危険箇所

(1) 地すべり発生危険箇所（建設）

番号	箇所名	位置	面積 (ha)	保全対象		指定年月日
		字		人家	公共施設等	
20	蓑輪	蓑輪	29.10	15	県道 600m 市道 500m	
22	東福寺	東福寺	51.00	13	市道 2,900m	S37.10.24
23	小森	小森	33.00	30	県道 700m	

資料：富山県砂防課

(2) 地すべり発生危険箇所（林野）

危険地区 番号	所在		地区名	危険地面積 (ha)	指定面積 (ha)	指定年月日	直接保全対策	
	市町村	字					人家	保全対策
							戸数	種別(道路等延長m)
206-1	滑川市	大日	大日	36.93				県道 100
206-2	〃	蓑輪	蓑輪	74.00				林道 100
206-3	〃	東福寺	東福寺	28.04	28.04	S37.9.27		県道 300
206-4	〃	小杉谷	小杉谷	11.10	11.10	S37.9.27	3	学校
								県道 350
								市道 580
206-5	〃	大林谷	東福寺野	11.07	11.07	S53.5.4	30	県道 400
								市道 400
								林道 1,500
206-6	〃	中大林谷	小森	6.44	6.44	H9.11.25	1	市道 400

資料：富山県森林政策課

(3) 地すべり発生危険箇所（農地）

区分	番号	区域名	位置 大字	面積	指定年月日	備考
	53	大浦	大浦	36.00		
	54	千鳥	千鳥	21.00		
	55	東福寺	東福寺	26.00		

資料：富山県農村整備課

10-5 土石流危険渓流

ランク	渓流番号	水系名	渓流名	位置	保全対象		備考
				字	人家戸数	公共等	
I	656	早月川	西谷川	蓑輪	1	発電所等	
I	657	上市川	小杉谷	本江	3	県道等	
I	658	上市川	番念寺川	本江	5	県道	
I	659	上市川	小森一の谷	本江	15	集会施設	
I	660	上市川	曾門林谷	本江	6	集会施設等	
I	661	上市川	小森二の谷	本江	5	県道等	
Ⅲ	J148	上市川	東福寺	東福寺			
Ⅲ	J149	上市川	大杉川	小森			
Ⅲ	J307	早月川	中村(1)	中村			
Ⅲ	J308	早月川	中村(2)	中村			
Ⅲ	J309	早月川	中村(3)	中村			

資料：富山県砂防課

注：ランクⅠ：人家5戸以上等の渓流

ランクⅡ：1～4戸の渓流

ランクⅢ：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

10- 6 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		地区名	直接保全対象施設		
	大字	字		人家戸数	公共施設	
					種類	数量
206-1	東福寺	石休場	東福寺	11	公民館、市道	1,870m
206-2	本江	副 若	本江	11	市道	1,800m
206-3	東福寺野	大林谷	大林谷	2	研修センター、林道	2,900m
206-4	小杉谷	北 長	小杉谷	21	市道	3,050m
			4地区			

資料：富山県森林政策課

10-7 土砂災害警戒区域等

区域の名称	所在地	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	指定年月日
大崎野(1)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大崎野(2)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○		平成23年 3月25日
大崎野(3)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大崎野(4)	大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大崎野(5)	大崎野、大浦、森野新、野尻	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(1)	大浦、室山、大林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(2)	大浦、大林、大崎野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(3)	大浦、室山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大浦(4)	大浦、室山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
大日	大日	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
千鳥(1)	千鳥	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
千鳥(2)	千鳥	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
開	開	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
養輪	養輪	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(1)	本江、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(2)	本江、安田、田林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(3)	本江、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(4)	本江	急傾斜地の崩壊	○		平成23年 3月25日
本江(5)	本江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(6)	本江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
本江(7)	本江	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
小森(1)	小森	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
小森(2)	小森、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(1)	東福寺、東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(2)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(3)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(4)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(5)	東福寺、田林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(6)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺(7)	東福寺	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(1)	東福寺野、東福寺、田林	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(2)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(3)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(4)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(5)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(6)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
東福寺野(7)	東福寺野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日
西谷川	養輪	土石流	○	○	平成23年 3月25日
養輪(1)	養輪	土石流	○	○	平成23年 3月25日
養輪(2)	養輪	土石流	○	○	平成23年 3月25日
養輪(3)	養輪	土石流	○		平成23年 3月25日
小杉谷	本江、東福寺野、田林	土石流	○	○	平成23年 3月25日
番念寺川	本江	土石流	○	○	平成23年 3月25日
小森一の谷	小森	土石流	○	○	平成23年 3月25日
曾門林谷	小森	土石流	○		平成23年 3月25日
小森二の谷	小森	土石流	○		平成23年 3月25日
大杉川	本江、小森	土石流	○	○	平成23年 3月25日
東福寺	東福寺	土石流	○	○	平成23年 3月25日
大浦	大浦、室山	地滑り	○		平成23年 3月25日
大日	大日	地滑り	○		平成23年 3月25日
養輪(1)	養輪	地滑り	○		平成23年 3月25日
養輪(2)	東福寺	地滑り	○		平成23年 3月25日
小杉谷	千鳥	地滑り	○		平成23年 3月25日
小森(1)	小森、東福寺野	地滑り	○		平成23年 3月25日
小森(2)	小森、東福寺野	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺(1)	東福寺、中野	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺(2)	東福寺野、本江、田林	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺(3)	東福寺	地滑り	○		平成23年 3月25日
東福寺野	東福寺野	地滑り	○		平成23年 3月25日

資料：富山県砂防課

10-8 山腹崩壊危険地区

番号	位置		地区名	直接保全対象施設		
	大字	字		人家戸数	公共施設	
					種類	数量
206-1	蓑輪	天狗獄	蓑輪	2	公民館、市道	550m
206-2	大浦	奥の平	大浦	7	県道	200m
206-3	東福寺	石休場	東福寺	5	市道	300m
206-4	本江	上石山	本江西	2	県道	260m
206-5	蓑輪	古土地	蓑輪2	15	温泉、県道	2,000m
206-6	〃	天狗獄	蓑輪3		県道	500m
206-7	大浦	土裏	大浦2	2	発電所、県道	100m
			7地区			

資料：富山県森林政策課

10-9 砂防指定地

水系名	幹川名	溪流名	字	告示年月日
早月川	早月川	早月川	蓑輪	H16.10.4
	早月川	西谷川	蓑輪	53.4.27
	早月川	西谷川	蓑輪	H19.2.6
	早月川	小早月川	蓑輪	H元.6.3
上市川	平塚川	大崎野川	大崎野外6	47.12.1
	平塚川	改養寺川	開外2	47.3.16
	郷川	中田川	改養寺、開	50.1.31
	郷川	中田川	改養寺、安田	H14.5.8
	郷川	高知川	開	23.12.8
	郷川	高知川	東福寺	25.12.22
	郷川	高知川	東福寺、安田	36.2.22
	郷川	高知川	東福寺外4	39.5.23
	郷川	高知川	東福寺	50.1.31
	郷川	高知川	東福寺	51.1.17
	郷川	高知川	東福寺	62.9.3
	高知川	若林川	東福寺外2	47.12.1
	高知川	前田江川	東福寺	46.10.2

資料：富山県砂防課

10-10 重要水防箇所一覧表

(1) 河川（富山県関係）

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	延長	重要度	現況	予想される危険	水防工法	水防担当管理団体名	関係機関
			字								
41	早月川	早月川	蓑輪	左岸	60	A	水衝、洗掘	堤欠	木流、立籠	滑川市	新川土木
42	中川	中川	神家	〃	300	A	堤防高	越水	土のう積	〃	〃
43	〃	〃	〃	右岸	300	A	〃	〃	〃	〃	〃
44	〃	沖田川	田中町、小泉町	左岸	2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃
45	〃	〃	〃	右岸	2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃

(2) 海岸（富山県関係）

番号	海岸名	位置	左右岸別	延長	重要度	現況	予想される危険	水防工法	水防担当管理団体名	関係機関
		字								
8	滑川漁港海岸	高塚		473	A	緩傾斜海岸	越波	土のう積	滑川市	新川土木
9	滑川漁港海岸	常盤町		840	A	コンクリート消波堤	越波	土のう積	滑川市	新川土木
10	滑川高月海岸	高月町		300	A	コンクリート消波堤	越波	土のう積	滑川市	新川土木

資料：富山県河川課

10-11 海岸保全区域

海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日、番号
滑 川	早月川左岸境界～ 高月港東側境界	3,545	富山県知事	S 33. 5.31第 393号
滑川漁港海岸	滑川市荒俣又尻付割 376の2～三穂町1160	3.124	富山県知事	S 35. 8.30第 625号 H 14. 3.25第150号最終改正
高月漁港海岸	滑川市高月町668～ 高月地先	0.279	滑川市長	S 35. 8.30第 625号

資料：富山県水産漁港課

河 川 課

港 湾 課

10-12 雪崩危険箇所

(1) 雪崩危険箇所総括表

市町村名	雪崩危険箇所	保 全 対 象 人 家 戸 数					
		5戸未満	5戸～9戸	10戸～19戸	20戸～29戸	30戸～49戸	50戸以上
6 滑川市	10	2	5	2	0	1	0

(2) 雪崩危険箇所（富山県関係）

番号	箇所名	位置 字	地形			人家 戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		備考
			平均傾斜 度 (度)	斜面の 標高差 (m)	長さ (m)		種類	数	種類	数	
127	蓑輪(1)	蓑輪	27	75	220	5	公民館	1	県道 市道	250 50	
128	蓑輪(2)	〃	47	75	205	10		1 1	県道 市道	190 210	
129	蓑輪(3)	〃	35	125	170	1	発電所 変電所	1 1	県道 市道	200 200	
130	大浦	大浦	23	50	270	2	発電所 変電所	1 1			
131	東福寺	東福寺	21	32	120	9	公民館	1	市道	300	
132	小森(1)	小森	24	50	140	9			市道	180	
133	小森(2)	〃	25	30	180	14			県道 市道	100 100	
134	本江(1)	本江	34	30	180	6			県道 市道	200 40	
135	本江(2)	〃	35	30	640	32	児童福祉施設 公民館 その他	1 2 1	県道 市道	650 250	
136	本江(3)	〃	36	18	380	8			県道 市道		

資料：富山県砂防課

10-13 道路通行規制基準

(1) 高速道路

区 分	点 検 ・ 交 通 規 制					通 行 止 め						
	地 震 (計測震度)		降雨量	強風	その他	地震 (計測震度)	降雨量(mm)			強風	その他	津波
			連続雨量 ※1(mm)				連続雨量 ※1(mm)	連続雨量 ※2	連続雨量 (mm)			
富山～滑川	3.5以上 4.0未満	4.0以上 4.5未満	110	過去における 災害の発生状 況その他を勘 案して通行規 制が必要と認 められる場合	過去における 災害の発生状 況その他を勘 案して通行規 制が必要と認 められる場合	4.5以上	200	150	40	平均風速(※ 3)20m/s程度 以上で、交通 事故発生の 危険性が認 められる場合 又は道路及 びその他付 属施設に損 壊の危険が 認められる場 合	過去における 災害の発生状 況、その他を 勘案して、通 行止めが必要 と認められる 場合	-
滑川～黒部	巡回点検	50km/h規制 巡回点検	70				170	110	40			

- ※1 連続降雨量とは、雨の降り始めから降り終わるまでの累計降雨量を言い、降り終わりとは無降雨（2mm／時間以下）が6時間以上継続した場合をいう。
- ※2 組合せ雨量とは連続雨量とその時点における時間雨量の組み合わせをいい、例えば、組合せ雨量（連続150・時間40）とは、連続雨量が150mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前の雨量）の値が40mmを超えている場合が最も早く出現するケースである。
- ※3 平均風速とは10分間の風速の平均値をいう。

資料：中日本高速道路株式会社

(2) 主要地方道

図面 対象 番号	路線名	担当 事務 所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行止実施		指 定 年 度
			自 至	都市 都市		町村字 町村字	延長 (km)	制基準値(mm)					気象等 観測所		
								通行注意						通行止	
								時間雨量 連続雨量						時間雨量 連続雨量	
10	富山魚津線	新川	滑川市高月 滑川市加島		0.3	900	なし	波高4.0m	新川土 木セン	高波・溢水	辻滑川線		1		47
26	宇奈月大沢野線	新川	滑川市蓑輪		2.9	800	30 80	40 120	新川土 木セン	落石 土砂崩落	なし	C1	1		45

資料：国土交通省富山河川国道事務所

10-14 危険物規制対象施設数一覧表

市町村名	合 計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所						事業所数
			小 計	屋内 貯蔵 所	屋外 タンク 貯蔵 所	屋内 タンク 貯蔵 所	地下 タンク 貯蔵 所	簡易 タンク 貯蔵 所	移動 タンク 貯蔵 所	屋外 貯蔵 所	小 計	給油 取扱 所	第1種 販売 取扱 所	第2種 販売 取扱 所	移送 取扱 所	一般 取扱 所	
滑川市	262	2	182	30	66	4	47	1	33	1	78	25		1		52	101

10-15 簡易ガス施設

事業所	供給先			対象戸数
	所蔵量	名称	所在地	
日本海ガス㈱	2.0t	宮窪団地	滑川市宮窪	79
	1.5t	高塚団地	滑川市高塚	76
	3.0t	(雇)滑川上小泉宿舎	滑川市上小泉高堂2051	120
	2.0t	(雇)吾妻宿舎	滑川市吾妻町426-1	81
	1.5t	滑川有金光風苑団地	滑川市有金	73
サカキ産業㈱ (富山市桜橋通り5番6号)	1.8t	(雇)滑川宿舎	滑川市北野205-3	82
	2.8t	上梅沢団地	滑川市上梅沢	120
	1.9t	上小泉あやめ台団地	滑川市上小泉	82

資料：中部経済産業局

電力・ガス事業北陸支局

10-16 高圧ガス製造、貯蔵、販売所

	一般ガス			LPガス			冷凍		特定高圧ガス消費		合計
	製造	貯蔵	販売	製造	貯蔵	販売	製造	販売	一般	LP	
滑川市	5	4	1	3	2	13	2	9	4	4	47

資料：富山県環境保全課

11 防災会議等に関する資料

11-1 滑川市防災会議条例（昭和38年10月5日 滑川市条例第23号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、滑川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）滑川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前各号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - （1）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2）富山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （3）富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （4）市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （5）市教育長
 - （6）消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - （7）指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （8）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、富山県の職員、市の職員、関係指定公共機

関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(細則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の防災会議条例第3条第5項第8号の規定により任命された委員の任期は、改正前の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

11-2 滑川市防災会議委員

区 分	職 名	住 所
会長	滑川市長	滑川市寺家町 104
第 1 号 指定地方行政 機関	北陸農政局地方参事官（富山県担当）	富山市牛島新町 11-7
	北陸地方整備局富山河川国道事務所長	富山市奥田新町 2-1
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町 11-15
第 2 号 県	富山県中部厚生センター所長	上市町横法音寺 40
	富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿 10 の 7
	富山県新川土木センター所長	魚津市新宿 10 の 7
	富山県富山土木センター立山土木事務所長	立山町前沢 2359-5
第 3 号 警察	滑川警察署長	滑川市加島町 8
第 4 号 市長部局	滑川市副市長	滑川市寺家町 104
	滑川市総務部長	〃
	滑川市健康福祉部長	〃
	滑川市産業民生部長	〃
	滑川市建設部長	〃
第 5 号 市教育長	滑川市教育長	滑川市寺家町 104
第 6 号 消防機関の長	滑川消防署長	滑川市上小泉 24
	滑川市消防団長	滑川市上小泉 24
第 7 号 指定公共機関	日本郵便(株)滑川郵便局長	滑川市清水町 3-30
	中日本高速道路(株)金沢支社 富山保全サービスセンター所長	富山市黒崎 439
	西日本電信電話(株)富山支店長	富山市東田地方町 1-1-30
	北陸電力(株)理事新川支店長	魚津市江口 504
	あいの風とやま鉄道(株)富山駅長	富山市明輪町 1-227
	富山地方鉄道(株)富山自動車営業所長	富山市双代町 2-20
第 8 号 防災に関する 公共的団体	早月川沿岸土地改良区理事長	滑川市野町 1684-1
	滑川市医師会長	滑川市田中新町 130-5
	富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院長	滑川市常盤町 119
	滑川市自治会連合会副会長	
	滑川市社会福祉協議会長	
	滑川市民生委員児童委員協議会長	

(会長・委員 計 29 名)

11-3 滑川市災害対策本部条例 (昭和38年10月5日 滑川市条例第24号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、滑川市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(細則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

12-1 災害救助法の概要及び基準

(1) 災害救助法の概要「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)

ア 目的(災害救助法第1条)

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

イ 実施体制(災害救助法第2条第1項)

災害救助法に基づく救助は、都道府県知事が、災害が発生した市町村の区域内において、現に救助を必要とする者に行う。(法廷受託事務)

なお、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。(災害救助法第13条第1項)

ウ 適用基準(災害救助法施行令第1条)

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合等に行なう。(災害救助法施行令第1条第1項第1号～第4号)

また、災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。(災害救助法第2条第2項)

エ 救助の種類(災害救助法第4条)

(ア) 災害が発生した段階の救助(法第4条第1項)

- a 避難所及び応急仮設住宅の供与
- b 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- c 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- d 医療及び助産
- e 被災者の救出
- f 被災した住宅の応急修理
- g 学用品の給与
- h 埋葬、死体の捜索及び処理
- i 障害物の除去

(イ) 災害が発生するおそれ段階の救助(法第4条第2項)

- a 避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む

オ 救助の程度、方法及び期間

(ア) 一般基準(災害救助法施行令第3条第1項)

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

(イ) 特別基準（災害救助法施行令第3条第2項）

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで特別基準を定めることができる。

(2) 災害救助法適用基準

ア 災害が発生した段階の救助法の適用（法第2条第1項）

(ア) 住家等への被害が生じた場合

a 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号）

市町村の人口		住家減失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

b 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号）

① 都道府県の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

② 市町村の人口		住家減失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

c 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段）

① 都道府県の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。

d 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

[内閣府令で定める特別の事情とは]

被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（府令第1条）

(イ) 生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

[内閣府令で定める基準とは]

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（府令第2条第1号）
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（府令第2条第2号）

イ 災害が発生するおそれ段階の救助法の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

(3) 令和5年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内

避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住居を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害の発生日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
	冬	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
	冬	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円
医療		医療の途を失った者 (応急的処置)		1 救護班…使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診 療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から 14日以内	
助産		災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)		1 救護班等による場合は、使用した 衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100分の80以内の額		分べんした日から 7日以内	
被災者の救出		1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者		当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3日以内	
住家の被害の拡大 を防止するための 緊急の修理		災害のため住家が半壊 (焼)又はこれに準ず る程度の損傷を受け、 雨水の侵入等を放置す れば住家の被害が拡大 するおそれがある者		住家の被害の拡大を防止するための緊 急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内		災害発生の日から 10日以内	
日常生活に必要な 最小限度の部分の 修理		1 住家が半壊(焼) 若しくはこれらに準 ずる程度の損傷を受 け、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程 度に住家が半壊(焼)した者		居室、炊事場及び便所等日常生活に必 要最小限の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊 若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷 により被害を受けた世帯 343,000円以内		災害発生の日から 3か月以内(災害対 策基本法第23条の 3第1項に規定す る特定災害対策本 部、同法第24条第1 項に規定する非常 災害対策本部又は 同法第28条の2第 1項に規定する緊 急災害対策本部が 設置された災害に あつては、6か月以 内)	

学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内

実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内
イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4			

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12-2 激甚災害指定基準

本激：全国的に大きな災害をもたらした災害そのものを指定

局激：局地的な災害によって大きな災害復旧が必要になった市町村単位での指定

(1) 激甚災害外指定基準（本激）

（平成28年2月9日改正 平成27年4月1日以降発生した災害について適用）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入× 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入× 25%…の県が1以上 又は (2) 県内市長村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入× 5%…の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事 業等に係る補助の特 別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定 額×0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定 額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定 額×4%…の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円…の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用 施設災害復旧事業費 の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置 が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業協同利用施設に 係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込 額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置 が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業協同利用施設に係る被害見込額が5千 万円以下の場合を除く。

第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% …の県が1以上
		ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60%…の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%…の県が1以上
		ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%
		B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%…の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円…の県が1以上
		ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市長村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数$\geq$4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数$\geq$2,000戸 かつ 一の市長村の区域内の滅失戸数$\geq$200戸又は住宅戸数の1割以上…の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数$\geq$1,200戸 かつ 一の市長村の区域内の滅失戸数$\geq$400戸又は住宅戸数の2割以上…の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、そのつど検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

(2) 局地激甚災害指定基準（局激）

（平成28年2月9日改正 平成27年4月1日以降発生した災害について適用）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 次のいずれかに該当する災害 ①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額$>$当該市町村の標準税収入額$\times 50\%$(査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額$>$当該市町村の標準税収入額$\times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額$>$当該市町村の標準税収入額$\times 20\% +$(当該市町村の標準税収入-50億円)$\times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の地区別措置	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費$>$当該市長村の農業所得推定額$\times 10\%$(災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(2) 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市長村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業協同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの）＞当該市長村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ 大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha 又は その他の災害にあつては、要復旧見込面積＞当該市長村の民有林面積（人口林に係るもの）×25%
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	(4) 中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%（被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

13-1 指定文化財一覧

区分	名 称	種 別	員数	所 在 地	所 有 者	指定年月日
国 指 定	滑川のネブタ流し	無形民俗文化財			中川原、常盤町1区・2区・3区	平成11年12月21日
県 指 定	本江遺跡	史跡		滑川市本江 589	滑川市	昭和47年2月26日
市 指 定	門松	天然記念物	1 本	滑川市高塚仲埜割 1033 の1	富山県	昭和49年4月18日
	ひいらぎの古木	天然記念物	1 本	市内	個人	昭和49年4月18日
	銀杏の古木	天然記念物	1 本	滑川市下大浦 2949	西光寺	昭和49年4月18日
	句碑（有磯塚）	史跡	1 基	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和49年4月18日
	千鳥遺跡	史跡		滑川市堀の内字坂高 500	滑川市	昭和49年4月18日
	東金屋たたら製鉄場跡	史跡		滑川市東金屋字角地 477 の3	滑川市	昭和49年4月18日
	東福寺焼窯跡	史跡		滑川市福寺字坪野 1080	滑川市	昭和49年4月18日
	一里塚	史跡	1 基	滑川市坪川 203	徳城寺	昭和50年4月15日
	柔遠自筆文書	書跡	35 冊	滑川市高柳 125	明楽寺	昭和50年4月15日
	種ふくろ（吉田芳塙）	歴史資料	7 冊	滑川市寺家町 171	吉田賢一	昭和51年5月20日
	河崎家文書	歴史資料	297 点	滑川市浜町 1898	河崎慶一	昭和51年5月20日
	加積雪嶋神社「みこし」	工芸品	1 台	滑川市加島町 2050	加積雪嶋神社氏子会	昭和51年5月20日
	神農坐像	彫刻	1 軀	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和54年2月22日
	上杉景勝の「制札」	歴史資料	1	滑川市神明町 1177	櫛原神社	昭和54年2月22日
	銅製経筒	考古資料	1 点	滑川市大島新 1946	石坂 十	昭和54年2月22日
	立山杉の古木	天然記念物	1 本	滑川市中野 317	中野町内会	昭和54年2月22日
	ギンモクセイ	天然記念物	1 本	滑川市野尻 68	岩城和夫	昭和54年2月22日
	釈迦如来坐像	彫刻	1 軀	滑川市上梅沢 340	光明寺	昭和57年3月17日
	梵鐘	工芸品	1 口	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和57年3月17日
	桐沢家文書	歴史資料	130 点	市内	桐沢斐二	昭和57年3月17日
	売薬民俗資料	有形民俗資料	661 点	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和57年3月17日
	養照寺本陣（上段の間）	建造物	1 棟	滑川市領家町 540	養照寺	昭和57年3月17日
	左大臣・右大臣、狛犬（対）	彫刻	4 体	滑川市上小泉大門 1362	加積神社	昭和57年3月17日
	釈迦三尊（三幅図）	絵画	3 幅対	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和57年3月17日
	帝釈天	彫刻	1 軀	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和60年8月27日
	常夜燈	史跡	1 基	滑川市神明町 1176	櫛原神社	平成13年3月27日
	立山・大岩道しるべ	史跡	3 基	滑川市加島町 2374-25、加島町 2050	滑川市	平成13年3月27日

国 登 録 文 化 財	城戸家住宅主屋	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1862	城戸拓一	平成12年12月4日
	廣野家住宅主屋	建造物	1 棟	滑川市寺家町 254	廣野行雄	平成12年12月4日
	廣野医院	建造物	1 棟	滑川市寺家町 254	廣野行雄	平成12年12月4日
	小沢家住宅店蔵	建造物	1 棟	滑川市荒町 1618	小沢政商	平成12年12月4日
	旧宮崎酒造店舗兼主屋	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日
	旧宮崎酒造酒蔵	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日
	旧宮崎酒造麹蔵	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日
	旧宮崎酒造衣装蔵	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日

14 相互応援協定等

14-1 相互応援協定等一覧

(1) 自治体間の協定（順不同）

協定名等	団体名	協定の概要
隣接市町村防災協力体制協定	富山市	救援物資の提供及び職員の派遣等
災害時の相互応援給水に関する覚書	富山市	災害時における給水
姉妹都市災害時相互支援協定	長野県小諸市	救援物資の提供及び職員の派遣等
原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定	静岡県掛川市	原子力災害時における掛川市西郷地区住民の受入れ

(2) 関係機関等の協定（順不同）

ア 応急対策に関する協定

	協定名等	団体名	協定の概要
1	日本水道協会富山県支部 水道災害相互応援協定	日本水道協会富山 県支部	救援物資の提供及び職員の派遣等
2	災害時等における応急活動の協力に関する協定	滑川市管工事協同 組合	応急給水その他応急対策業務の実施応援
3	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定	(一社)富山県エル ピーガス協会 滑川支部	緊急用燃料（L P ガス等）の供給
4	災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定	株式会社イズミ	テント・机・椅子・避難所の仕切り用ポール等の供給
5	災害時における応急対策活動に関する協定	(一財)北陸電気保 安協会	電気設備の復旧活動
6	災害時における応急対策活動に関する協定	市内事業所（30事 業所）	公共土木施設の復旧活動等・指定避難所の損壊箇所の応急措置等
7	災害時における応援業務に関する協定	(一社)富山県測量 設計業協会	市管理公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計等
8	災害時における応急対策業務に関する協定	滑川市造園業組合	公共土木施設等の障害物の除去及び防疫活動等
9	災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社office山 下NEOロードサー ビス	公共土木施設等の障害物の除去等

10	災害時における物資供給に関する協定	株式会社アクティオ	建設機械等の提供
11	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社) 斜面防災対策技術協会	急傾斜地の崩壊、土石流その他の土砂災害の調査及び応急措置
12	災害時における応急対策業務に関する協定	富山県地質調査業協会	公共土木施設等の応急対策に関する地質調査
13	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社) 富山県構造物解体協会	公共土木施設等の障害物の解体及び災害廃棄物の撤去
14	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	千代田機電株式会社	仮設トイレ・発電機等の提供
15	災害時における応急対策業務に関する協定	富山県電気工事工業組合	公共施設等の電気設備等の復旧及び電気に係る事故防止措置等
16	大規模災害時における相互連携に関する協定	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	障害物の除去、樹木の伐採、連絡員の派遣等における相互連携

イ 応急給水に係る協定

	協定名等	団体名	協定の概要
	災害時等における飲料水の供給に関する協定	日本カーバイド工業株式会社 早月工場	専用水道による給水車や地域住民への飲料水の供給
	災害時等における飲料水の供給に関する協定	YKK AP株式会社 滑川製造所	専用水道による給水車や地域住民への飲料水の供給

ウ 物流・輸送等に関する協定

	協定名等	団体名	協定の概要
1	災害時等における物資輸送及び物資拠点運営等の協力に関する協定	サワイ通運倉庫株式会社	物資の輸送や物資の拠点施設の運営、保有施設や車両等の提供

エ 食料・生活必需品の供給に係る協定

	協定名等	団体名	協定の概要
1	災害救助物資の供給等に関する協定	協同組合滑川ショッピングセンター (ショッピングセンター エール)	食料品、生活用品その他救援物資の提供
2	災害救助物資の供給等に関する協定	平成都市開発株式会社 (パスタショッピングセンター)	食料品、生活用品、応急資機材その他救援物資の提供
3	災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社PLANT (PLANT3)	食料品、生活用品その他救援物資の提供
4	災害救助物資の供給等に関する協定	北陸コカ・コーポトリング株式会社	飲料水その他救援物資の提供

5	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コリ災害対策センター	生活用品、応急資機材その他救援物資の提供
6	災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社ドラッグ・フジイ	生活用品その他救援物資の提供
7	災害時における生活物資提供に関する協定	株式会社大阪屋ショップ	生活物資等の提供
8	災害救助物資供給等に関する協定	株式会社サフーズ	飲料水その他救援物資の提供
9	災害時における支援協力に関する協定	富山県生活協同組合	食料品、生活用品その他救援物資の提供
10	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	中北薬品株式会社	医薬品、衛生材料、食品、日用品その他応急生活物資の供給
11	災害時等における物資の供給に関する協定	アルプス農業協同組合	米穀・食料品、その他救援物資の提供

オ 情報発信等に係る協定

	協定名等	団体名	協定の概要
1	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	市内の防災情報・緊急情報等をヤフーサービス上に掲載
2	災害時等における緊急放送に関する協定	株式会社TAM (Net 3)	ケーブルテレビでの緊急放送の実施
3	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	避難所等の情報（開設・混雑情報）を自社サービス内に掲載

カ 被災者支援に関する協定

	協定名等	団体名	協定の概要
1	災害時における滑川市と郵便局の協力に関する協定	滑川郵便局	各種郵政事務の特別取扱い、避難・被害情報の相互提供等
2	災害時における協力体制に関する協定	富山医療福祉専門学校	福祉避難所としての利用・医療用資材等の提供・学生のボランティア派遣
3	災害時における支援活動に関する協定	滑川市接骨師会	柔道整復師法に規定する業務の範囲内での応急救護活動
4	災害時における法律相談業務等に関する協定	富山県弁護士会	法律相談の支援

キ その他の協定

	協定名等	団体名	協定の概要
1	災害時等における施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	店舗駐車場の一時避難場所としての利用等
2	防災力向上に関する連携協定	損害保険ジャパン株式会社	災害時の応急対策や平時の防災意識啓発などに関する相互連携
3	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ 株式会社テクノス	移動式宿泊施設等（コンテナモジュール）の提供
4	災害時における協力体制の構築等に関する協定	株式会社アイザック	物資の提供、廃棄物の処理、災害に備えた準備体制及び訓練等の協力体制の構築

15- 1 地区防災計画

(1) 地区防災計画一覧

番号	地区名	地区団体名等	計画名	策定年月
1	中加積地区	中加積地区 自主防災組織	中加積地区防災計画	令和7年2月